

京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進計画（仮称）【中間案】

～人権が尊重され誰もが自分らしく生きることのできる社会をめざして～

目 次

第1章 はじめに	1
1 人権をめぐる現状	1
(1) 國際化	1
(2) 情報化	1
(3) 少子高齢化	2
(4) 人権意識の変化	2
2 國際的な人権尊重の流れ	2
3 国内の動向	4
4 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況	5
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 計画策定の趣旨	7
2 計画の目標及び性格等	8
(1) 計画の目標	8
(2) 計画の性格	8
(3) 計画期間	8
(4) 本計画で用いる「人権尊重の共生社会づくり施策」について	8
3 人権尊重の共生社会づくり施策の推進に関する基本方針	9
第3章 人権問題の現状等と取組の方向	11
<課題横断的な人権問題に対する取組（社会情勢の変化等への対応）>	12
○ インターネット社会における人権の尊重	12
○ 感染症発生時における人権の尊重	14
○ 個人情報の保護	15
○ 安心して働く職場環境の推進	16
○ 自殺対策の推進	18
○ 災害時における人権の尊重	19
<個別の人権問題に対する取組（お互いに認め合い尊重し合う取組）>	21
○ 部落差別（同和問題）	21
○ 女性	24
○ こども	26
○ 高齢者	29
○ 障害のある人	31
○ 外国人	33
○ ハンセン病・エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）・HIV感染症・難病患者等	36
○ 犯罪被害者等	38

○ ホームレス	39
○ 性的マイノリティの人々	40
○ 刑を終えて出所した人々等	41
○ 北朝鮮当局による拉致問題等	42
○ 様々な人権問題（アイヌの人々、婚外子、識字問題、その他）	42
第4章 人権教育・啓発の推進	44
1 「すべての人が人権の享有主体である」との認識を深める人権教育・啓発の推進	44
<あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進>	44
(1) 保育所・幼稚園・認定こども園	44
(2) 学校	45
(3) 地域社会	48
(4) 家庭	49
(5) 企業・職場	50
<人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進>	51
(1) 教職員・社会教育関係職員	52
(2) 医療関係者	53
(3) 保健福祉関係者	54
(4) 消防職員	54
(5) 警察職員	55
(6) 公務員	55
(7) メディア関係者	56
2 効果的な手法による人権教育・啓発の推進	56
(1) 指導者の養成	56
(2) 人権教育・啓発資料等の整備	56
(3) つながり支え合うための効果的なしくみづくり	57
(4) 調査・研究成果の活用	58
第5章 相談体制の整備	59
1 様々な相談窓口とその相互連携	59
(1) 相談体制の現状	59
(2) 相談機関相互の連携・充実	59
2 相談窓口の周知及び工夫	60
第6章 計画の推進	61
1 計画の推進体制	61
(1) 京都府における推進体制	61
(2) 国、市町村、民間団体等との連携・協働	61
2 計画に基づく施策の点検・評価	62

第1章 はじめに

1 人権をめぐる現状

(1) 國際化

- 2024年（令和6年）末の京都府の外国人住民数は82,584人と過去最高となったほか、特定技能制度の拡充や育成就労制度の導入などにより、今後も多様な形で外国人住民のさらなる増加が見込まれ、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進することが必要
- 近年、外国人観光客の増加に伴う観光公害やマナー違反など、地元住民の生活へ及ぼす影響が見られ、外国人に対するイメージ悪化につながりかねない状況
- 文化的背景の相違や相互理解が不足していることによる外国人に対する偏見や差別が存在しており、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、つながり、支え合うことができる人権尊重の共生社会づくりを進めていくことが必要

(2) 情報化

- 情報通信技術（ICT）の急速な進展と幅広い層への普及によって、これまでにない交流が生まれ、私たちの生活は便利で効率的なものになりましたが、その反面、誰かを傷つけたりトラブルに巻き込まれたりするケースも急増
- インターネット上で人権侵害が行われると、情報が瞬く間に拡散し、一たび投稿されると削除が極めて困難になるといった特徴から、インターネット上の人権侵害に関する対策が求められている状況
- インターネット上の人権侵害に関し、侮辱罪の法定刑を引き上げる刑法改正（2022年（令和4年）6月）が行われたほか、大規模プラットフォーム事業者に対して、対応の迅速化や運用状況の透明化を義務付ける「情報流通プラットフォーム対処法」が施行（2025年（令和7年）4月）
- インターネット上の人権侵害は、加害者が匿名であることが多い上、必ずしも被害者への恨みなどの私的感情を背景として行われるものに限られず、社会的に非難され得る行為に及んだ人物に対して、自己の正義感に基づいて行った言論が誹謗中傷に発展しているケースや、閲覧数を増加させて広告収入を得ることを目的とするケースなど、その動機には様々なものが存在
- 加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発に重点を置くことが必要

(3) 少子高齢化

- 京都府における 2022 年（令和 4 年）の男性の平均寿命は 81.5 年、女性の平均寿命は 87.4 年、合計特殊出生率は 1.18 であり少子高齢化が進展
- 身体的・経済的虐待等の人権侵害の被害から高齢者を守る取組は継続していくことが必要ですが、さらに年齢にかかわりなく希望に応じて働くことができる環境の整備、学習や社会参加の促進など、高齢者が年齢にかかわらず生き生きとした人生を送ることができるように支援することが重要
- 全ての府民が、地域の中で「守られている」「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じられるよう取組を推進する必要

(4) 人権意識の変化

- 2024 年（令和 6 年）11 月に実施した「京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査」では、「府民一人ひとりの人権意識は、10 年前と比べて高くなっている」と感じる人の割合が前回調査（2020 年（令和 2 年））から大幅に増加
- 同調査では、「京都府は、人権が尊重された豊かな社会となっている」と感じる人の割合は、新型コロナウイルス感染拡大期に実施した前回調査（2020 年（令和 2 年））から増加したものの、コロナ禍以前の水準には戻っていないことから、府民一人ひとりの人権意識の高まりとともに、これまであまり問題にされていなかった人権について問題意識を持つようになったことが影響しているとも考えられることから、人権意識の変化に伴う人権問題の状況にも留意しながら取組を進めていく必要

2 国際的な人権尊重の流れ

- 国際連合では、1948 年（昭和 23 年）12 月 10 日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」を採択
- 世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権に関する数多くの国際条約を採択
- 1994 年（平成 6 年）に人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官が設置され、2006 年（平成 18 年）には、国連における「人権の主流化」（あらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項とする考え方）の流れの中で、新たに国連人権理事会が設置され、各国の人権状況の審査を行うなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動を展開
- 人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994 年（平成 6 年）の国連総会で決議された「人権教育のための国連 10 年」（1995

年(平成 7 年)から 2004 年(平成 16 年)まで)に基づき、人権教育推進の方向がつくられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、様々な取組を推進

- 21 世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきましたが、現在においても、なお世界の各地で人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状
- 国連では、2006 年(平成 18 年)に、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択されたほか、「人権教育のための国連 10 年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第 1 フェーズ行動計画(2005 年(平成 17 年)～2009 年(平成 21 年))、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第 2 フェーズ行動計画(2010 年(平成 22 年)～2014 年(平成 26 年))に基づく取組を推進
- 2015 年(平成 27 年)からは、ジャーナリストやメディア関係者に焦点をあてた第 3 フェーズ行動計画(2015 年(平成 27 年)～2019 年(平成 31 年))の取組、2020 年(令和 2 年)からは、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と被差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととした第 4 フェーズ行動計画(2020 年(令和 2 年)～2024 年(令和 6 年))による取組を推進
- 第 4 フェーズ行動計画を「持続可能な開発目標」(SDGs)の目標 4.7「2030 年(令和 12 年)までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化的多様性と文化の持続可能な開発への貢献を理解する教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」と連携させることを盛り込み、現在は、こどもと若者に焦点を当てた第 5 フェーズ(2025 年(令和 7 年)～2029 年(令和 11 年))を展開
- 2011 年(平成 23 年)には国連人権理事会で企業活動と人権の領域における国家及び企業の義務や役割について述べた「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、指導原則として、「①人権を保護する国家の義務、②人権を尊重する企業の責任、③救済へのアクセス」を規定
- この指導原則は、すべての国家とすべての企業に適用されることを考慮され、その規模、業種、拠点、所有形態及び組織構成にかかわらず、多国籍企業及びその他の企業を含むとされて、社会的に弱い立場におかれ、排除されるリスクが高い集団や民族に属する個人の権利とニーズ、その人たちが直面する課題や性別による差別が無いように特に注意を払うことを要請
- 人権諸条約の審査において、差別を受けやすい特定の属性が存在していることを前提に、複数の属性が重複することに起因して、複合的又は加重的な形態の差別を受けるとい

つたいわゆる「複合差別」の問題を指摘

- このような国際的な動向を踏まえ、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資する人権教育・啓発が必要

3 国内の動向

- 日本国憲法や教育基本法の精神に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取組の推進
- 国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害年」、「国際識字年」など多くの国際年を定め、その趣旨に基づいて国内法が整備され、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図る施策の推進
- 2020年(令和2年)には、近年の企業活動における人権の尊重への国際的な要請の高まりから、企業活動における人権尊重の促進を図ることを目的として「『ビジネスと人権』に関する行動計画」の策定
- 経済協力開発機構(OECD)による「多国籍企業行動指針」の2011年(平成23年)改訂、国際労働機関(ILO)による「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」の2017年(平成29年)改定に際して、企業における人権尊重の責任が盛り込まれたことも踏まえ、これらの国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組を更に促進すべく、2022年(令和4年)9月、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定
- 個別の人権問題に目を向けると、我が国固有の人権問題である部落差別(同和問題)については、1965年(昭和40年)の同和対策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969年(昭和44年)の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002年(平成14年)3月までの33年間にわたって、特別法による対策事業を実施
- 女性、障害のある人、外国人等の様々な人権問題についても、男女共同参画社会、ノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念のもとに、その改善に向けた様々な施策を実施
- 我が国の人権に関する現状については、国連の自由権規約委員会をはじめとした関係機関から、部落差別(同和問題)や女性、外国人等様々な人権問題が存在するとの指摘
- こうした中で、1995年(平成7年)12月に「人権教育のための国連10年」の取組を推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年(平成9年)7月には、国内行動計画を策定
- 1996年(平成8年)12月に、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された

人権擁護推進審議会において、1999年(平成11年)7月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001年(平成13年)5月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答申

- 人権教育・啓発に関する施策については、2000年(平成12年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法)」を制定・施行
- 同法において、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定
- 同法に基づき2002年(平成14年)3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」により、様々な人権問題について、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」などが整備されるとともに、2016年(平成28年)4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)」のいわゆる人権三法が施行
- 2023年(令和5年)6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が施行されるなど、様々な人権問題にかかる新しい制度や枠組みの整備が進展
- 2020年(令和2年)に発生した新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見に基づく差別・誹謗中傷が見られるなど、新たな人権問題が顕在化するほか、様々な人権問題に関するインターネットを介して人権侵害が行われるなど、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況が生じており、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が必要
- こうした動向を踏まえ、各人権問題の解決に向け、施策の更なる推進を図るため、2025年(令和7年)6月には新たな基本計画「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」を策定

4 京都府の人権教育・啓発に係る取組状況

- 京都府では、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、1999年(平成11年)3月に「人権教育のための国連10年京都府行動計画」を、2005年(平成17年)1月に、人権教育・啓発推進法に基づき「新京都府人権教育・啓発推進計画」を、2016年(平成28年)1月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」を、そして新型コロナウイルス感染症の

感染拡大も踏まえ、2021年（令和3年）3月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」を策定し、知事を本部長とする推進本部のもと、関係部局が緊密な連携を図りながら、様々な施策を展開

- 毎年度の人権教育・啓発に関しては当該年度の重点取組を定めた実施方針・実施計画を策定するとともに、実施状況を取りまとめ、外部の有識者で構成する「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」において評価を得ること等により、施策の点検と計画のフォローアップを実施
- こうした取組により、京都府の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進。特に、教職員・社会教育関係職員、公務員等の「人権に特に関係する職業従事者」に対する研修等を計画的に実施
- 府内の全市町村においても計画や指針が策定され、人権教育・啓発が施策体系の中にしっかりと位置付けられるようになるなど、内容、対象、実施主体の各面での広がり
- 世界人権宣言採択の周年事業として、75周年に当たる2023年（令和5年）12月9日に、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局、京都人権啓発推進会議及び（公財）世界人権問題研究センターの五者による「世界人権宣言75周年京都アピール」を発表
- このアピールでは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」と宣言した、世界人権宣言の理念とその意義を今一度確認し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指して、共に考え、そして力強く行動していくことを呼びかけ
- 新型コロナウィルスの感染者等に対する差別や、インターネット上の人権侵害が発生するなど、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況
- こうした問題を解決するためには、府民一人ひとりが基本的人権の享有主体であることについて理解を深め、自己の人権と同様に他人の人権も尊重すべきとの意識を、社会の隅々にまで一層浸透させていくことが重要であるため、2025年（令和7年）4月に「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を施行
- 2024年（令和6年）に実施した「京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民調査」によると、2020年（令和2年）調査と比較して、「府民一人ひとりの人権意識は10年前と比べて高くなっている」と感じる人の割合や「最近5年間に人権啓発に関する研修会に参加した経験のある人」の割合が増加するなど、府民の中に、人権教育・啓発の成果が浸透
- 同調査では、人権関連法や人権相談窓口の認知度においては、前回調査からの変化がほとんどみられないとの結果
- 今後も引き続き、府民の人権意識の高揚や新たな人権問題などを踏まえ、人権尊重の共生社会づくり施策の取組を推進

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

- 人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利
- 人権を尊重するということは、自身が権利の享有主体であるのと同時に他者も権利を有しており、各自が追求する「幸福」の内容が、それぞれ個人によって異なるものであるということを理解し、それらを「違い」として尊重するということ
- 京都府では、2022年(令和4年)12月に改定した府政運営の指針である「京都府総合計画」において、2040年に実現したい京都府の将来像の一つとして、「誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、『人と地域の絆を大切にする共生の京都府』」を掲げ、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、男性も女性も、子どもも高齢者も障害者も、外国人も、全ての人が地域で『守られている』『包み込まれている』と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、生涯現役で活躍することのできる共生の社会づくり」の実現に向けた様々な取組を推進
- 人権に特化した計画では、2005年(平成17年)1月に、「人権教育のための国連10年京都府行動計画」(1999年(平成11年)3月策定)を継承・発展させた「新京都府人権教育・啓発推進計画」を、その後の社会経済情勢の変化を踏まえ、2016年(平成28年)1月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に展開
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、様々な事象が社会問題化しており、こうした「コロナ差別」に対応するため、計画の見直しを行い、2021年(令和3年)3月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次:改定版)」を策定し取組を推進
- 現状をみると、人権問題の生起がやむことはなく、人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が存在しているといわざるを得ず、特に、近年の急速な情報通信技術の進展に伴うインターネット上の人権侵害については、その匿名性や情報発信の容易さ等の特性から、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況が生じており、被害者の救済を図る施策の一層の推進が強く求められる実情
- そのため、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性を認識するとともに、それぞれの個性の違いを認め合い、つながり、支え合うことができる人権尊重の共生社会づくりにたゆまぬ努力を続けることを決意し、2025年(令和7年)4月に「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」を施行
- この「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」に基づき、人権尊重の共生社会づくり施

策を総合的かつ計画的に実施していくため、基本的な考え方や人権尊重の共生社会づくり施策の目標等を定めた推進計画を策定

2 計画の目標及び性格等

(1) 計画の目標

「京都府総合計画」において 2040 年の京都府社会の姿として掲げた、誰もが生き生きと暮らし、幸せを感じできる、「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」の実現に向けて、人権尊重の共生社会づくり施策を推進することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること

- この目標の実現に向けた人権尊重の共生社会づくりの基本的な考え方は、次のとおり
- ・ 府民一人ひとりが、相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、及び自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること
- ・ 府民一人ひとりが、それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり、支え合うものであること
- ・ 府民一人ひとりが、生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること
- ・ 情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること
- ・ 人権に関する相談に的確に対応するものであること

(2) 計画の性格

- この計画は、「人権教育・啓発推進法」第 5 条に規定する地方公共団体の責務として、京都府が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにするとともに、「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」第 6 条に規定する推進計画であり、人権尊重の共生社会づくり施策の方向性を示すもの

(3) 計画期間

- この計画の計画期間は 2026 年(令和 8 年)4 月から 2036 年(令和 18 年)3 月までとします。なお、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて推進計画の見直しを実施

(4) 本計画で用いる「人権尊重の共生社会づくり施策」について

- 「人権尊重の共生社会づくり」とは、府民一人ひとりが、人種、民族、国籍、信条、性

別、社会的身分、門地等により不当に差別されることなく、かけがえのない個人として相互に人権を尊重し合いながら支え合う共生社会を形成すること

- 「人権尊重の共生社会づくり施策」とは、人権尊重の共生社会づくりのために行う人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策のこと
- 「人権教育・啓発」とは、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組
- 「人権教育」とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動
- 「人権啓発」とは、府民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する府民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)
- 「相談体制の整備」とは、相談窓口を設置し周知するとともに、相談内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること

3 人権尊重の共生社会づくり施策の推進に関する基本方針

- この推進計画における人権尊重の共生社会づくり施策は、これまで取り組んできた成果等を踏まえるとともに、全ての人々が権利の享有主体であるということを認識しつつ行動できるよう、次の基本方針に基づいて推進します。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

誰もが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためにには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、生き生きと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえるとともに、日常の中にある無意識の思い込みや、何気ない普段の言葉や態度に含まれる課題を意識できるよう取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。府民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を

取り入れることなどにより、生涯のあらゆる場・機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が府民一人ひとりの生活と深く関わり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

そのためには、府民が主体的・能動的に参加できるような啓発や、身近で具体的な事例を、人権尊重の視点から考えることなども重要です。

⑤ 多様化、複雑化する人権問題に対応する相談体制の整備

相談技能や資質の向上はもとより、相談機関同士の相互交流及び情報交換、問題への気づきや解決に向けたネットワーク強化を図るなどを通じて、人権侵害の未然防止、生きづらさの解消や被害の救済・回復を図ることができるよう取組を推進します。

第3章 人権問題の現状等と取組の方向

- 人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきもの
- 現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があり、具体的には、人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題が存在。我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在
- 国の「人権教育・啓発に係る基本計画（第二次）」においても、「国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって各人権課題における問題状況が複雑化するなど変化したほか、社会における人権意識の高まりとともに新たに生起又は顕在化した人権問題も存在している」との指摘
- 人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、誰もが、差別・排除の対象とされることなく社会参加していくという視点と、自分自身の権利を学び、権利の実現を要求する力を高めていくという視点から、全ての人が自らの課題として、主体的に行動していくけるようにするための条件整備をすること
- 社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる場・機会を通して解決に向けた展望をしっかりと持つて総合的に取り組むことが必要
- 誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン（誰もが使いやすい設計）の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図ることが必要
- こどもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、関係機関等と連携を図りながら、人権教育を推進
- 今後も、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習と、部落差別（同和問題）や女性、こども等の人権問題といった個別的な視点からの学習の両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、人権教育を推進していくことが必要
- 近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることがヘイトスピーチであるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上で

も、人権侵害や差別意識を助長させる書き込みが問題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大期には、感染者やその家族、治療に当たる医療関係者等に対する誹謗中傷を助長させる書き込み、活動自粛や営業自粛を過度に求める言動等の問題が発生
- こうした行為をしてしまう背景には、様々なものがありますが、思い込みや偏見によって意図せず相手を傷つけてしまうこともあり、府民へ正確な情報に基づく冷静な行動と人権への配慮を促す必要
- 一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がない、誰もが自分らしく生き、参画することができる社会の実現に向けて、様々な機会を捉えた情報発信、広報・啓発をはじめ、府民の人権啓発・研修等への参加機会の拡大や交流の取組を推進
- 本章においては、「インターネット社会における人権の尊重」、「感染症発生時における人権の尊重」などを、各人権問題に横断的な課題として位置づけ

＜課題横断的な人権問題に対する取組（社会情勢の変化等への対応）＞

○ インターネット社会における人権の尊重

【現状と課題】

- インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及や SNS 等様々なサービスの拡大により、世界中の人とコミュニケーションをとることができ、誰でも自己表現や意見表明を行うことができるなど、情報媒体として無限の可能性が拡がり、ますます私たちの生活に密着したものとなっており、生活の利便性向上にとって欠くことのできないツール
- 違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場にもなり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行や子どもの性被害など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわる様々な問題が発生し、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況
- 近年では、インターネット上のヘイトスピーチとその拡散、被差別部落（同和地区）に関する識別情報の摘示などの事案も発生しているほか、A I の進化とともに、A I 技術を用いて合成された音声、画像あるいは動画コンテンツを用いた偽・誤情報が多様な分野で存在し、とりわけ災害やパンデミック（感染症の世界的大流行）時での拡散、性的なディープフェイクなど、新たな問題も発生
- 国においては、2020 年(令和 2 年)9 月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」がとりまとめられ、
 - (1)ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動
 - (2)プラットフォーム事業者の取組支援と透明性・アカウンタビリティ向上
 - (3)発信者情報開示に関する取組

(4)相談対応の充実に向けた連携と体制整備

を位置づけ、これらの進捗状況等の検証実施を行い、インターネット上の誹謗中傷に対して各府省や産学民のステークホルダーと連携した早急な対応を行うこととしました。さらに、2022年（令和4年）に施行された「刑法等の一部を改正する法律」による侮辱罪の法定刑の引き上げや、2025年（令和7年）に施行された「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」による大規模プラットフォーム事業者に対する対応の迅速化や運用状況の透明化の義務付けといった法整備など対策の強化を実施

- 京都府においても、2013年度（平成25年度）に「京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会」を設置し、法務局や専門家のアドバイスを得ながら、インターネットによる人権侵害対策について情報共有や意見交換を行い、連携した取組を推進
- 2016年度（平成28年度）には、行政機関や青少年団体、関係事業者等を構成員とする「オール京都で子どもを守るインターネット利用対策協議会」を設置し、インターネットを利用する機会の多い青少年が被害やトラブルにあうことなく、安心して快適に利用できる環境づくりを推進
- 学校においては、情報通信環境の整備が進むとともに、スマートフォンの普及もあり、インターネットは児童生徒の日常生活に浸透し、SNS等様々なサービスを提供する機会も増えています。児童生徒に対しては、インターネットの適切な利用について年齢等に応じた教育・啓発を推進していますが、児童生徒が目にする膨大な情報の中には、差別を助長する表現や他者を誹謗中傷する表現、また事実と異なる情報も含まれており、興味本位に拡散したり、誤った感覚を追認し無自覚に差別意識が形成されたりする危険性があります。情報を正しく判断し、対処できる力を身に付けることが重要
- インターネット上のあらゆる被害の実態把握に努め、府民が安心してインターネットを利用できるよう、今後一層、ICTリテラシーに基づくインターネットの適切な利用や、誰もが加害者にもならないための教育・啓発を推進していくことが必要

【取組の方向】

(教育・啓発の推進)

- インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難です。府民が加害者にも被害者にもならないよう、人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、引き続き、フィルタリング（利用制限）サービスの利用促進やSNS等の利用に関する注意喚起など、インターネットの仕組みと危険性について周知し、府民一人ひとりの情報モラルとICTリテラシーの向上を図る取組を推進
- 学校では、情報モラルとICTリテラシーを育成するための取組を一層推進するとともに、児童生徒が安心してインターネットを利用できるよう、相談体制の整備や、教職員の指導力向上のための取組を推進

- 地域や職場においても、市町村、関係機関等と連携し、啓発パンフレット「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」の研修等での活用や「インターネットと人権に関する府民講座」の開催など、家庭や地域、職場でのインターネットの適切な利用と偽・誤情報に惑わされないICTリテラシー向上のための取組を推進
- こうした、全世代を対象とした様々な場・機会を通じ、被害者にならないための留意点にとどまらず、加害者にならないための「責任ある情報発信」に関する啓発を推進するとともに、インターネットを含めた様々なメディアを活用し、場面と目的に応じた相談・通報窓口の周知等を進めるほか、個別の人権課題に対する京都府としての姿勢や考え方等を発信するなど、国、市町村、関係機関等が連携した取組を行い、人権侵害の未然防止や被害の回復に向けた取組を推進

(悪質な情報発信への対応等)

- 憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、実態把握に努め、特に特定の属性を同じくする者等不特定多数の者に対する人権侵害、例えば集団に対するヘイトスピーチや同和地区に関する識別情報の摘示等の悪質な情報発信に対しては、府内市町村や他都道府県等と連携し法務省やプラットフォーム事業者等に対し削除要請を実施
- 警察や法務局、市町村等とより連携を強める中で、自らの権利を侵害された特定の個人や団体が必要な手続きを行えるよう相談体制の整備を図り、より効果的な助言等ができるよう取組を推進

○ 感染症発生時における人権の尊重

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の流行によって、憶測によるデマや誤った情報の拡散、感染者やその家族への誹謗中傷や心ない書き込み、休業要請等に従わない事業者等への行き過ぎた非難など、差別につながる行為が発生し、全国的に医療・福祉従事者等に対する偏見や差別が拡散
- 特定地域の人々を排斥するような動きについて、パンデミックにより社会不安が高まり、ウイルスを遠ざけたい気持ちから、ウイルスにかかる人や集団など目に見えるものを対象にそれを排除しようとする行動や、同調圧力の高まりから自肃警察(私的に取り締まりや攻撃を行う行為や風潮)と呼ばれるものにつながったものと認識
- こうした行為は人格や尊厳を不当に侵すだけでなく、感染が疑われる症状のある方が医療機関や保健所等に届け出ることを躊躇し、更なる感染拡大につながる可能性もあることから、府民に対して、感染症に関する正確な知識の普及啓発を行い、科学的根拠等に基づく適正な判断・行動を呼びかけることが必要
- 特に、外国人住民には、国、府、市町村等から感染症に関する情報のほか各種支援情報等が隨時発信されているところですが、日本語に詳しくない外国人住民には十分伝わら

ず、必要な支援を受けられない可能性の存在

- 感染症の患者等については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、「国及び地方公共団体は、人権を尊重しなければならない」、「国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者などの人権が損なわれることがないようにしなければならない」と規定されるとともに、厚生労働大臣及び都道府県知事は、「感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。」と規定
- リスクコミュニケーションの観点からも、府民等に対して十分説明し、理解を得ることが必要

【取組の方向】

- 感染者等に対する誹謗中傷等は、人格や尊厳を不当に侵す許されない行為です。絶対に行わないようにすること等の呼びかけや、憶測やデマに惑わされず正確な情報に基づき冷静に行動することなどの啓発活動を推進
- SNS 等インターネット上の人権侵害に対しては、実態把握に努めるとともに、府民のICTリテラシー向上のための取組を推進
- 差別やいじめ等にあわれた方が、それぞれの状況に応じた必要な相談ができるよう、こころの相談や心理的ケアに関する相談窓口、弁護士会と連携した人権問題法律相談など、相談窓口の広報・周知を行うとともに、関係機関や民間団体との連携を進めるなど、相談体制の整備を推進
- 医療現場では、患者のプライバシー保護の観点から、個人が特定されることがないよう配慮しつつ、ケースに応じ、感染拡大防止に必要な情報に限定して公表するとともに、医療従事者や患者、その家族等が不当な差別を受けないよう、正しい知識の普及を推進
- 学校では、感染症についての正しい知識を身に付けるとともに、不安や恐れから感染者等に対するいじめ、SNS 等での誹謗中傷等の偏見や差別が生じないように、児童生徒の発達段階に応じた教育を推進
- 外国人住民には、必要な情報が確実に届くよう、多言語での情報発信、関係機関への周知等を引き続き行っていくとともに、市町村、国際化協会、地域日本語教室等と連携しながら、生活支援を図る取組を推進
- 感染症に関する人権問題はこれにとどまるものではなく、さらに、今後、新たな課題が発生する可能性もあることから、関係機関が協力・連携して必要な施策を推進

○ 個人情報の保護

【現状と課題】

- インターネットの発達等による情報化の進展は、生活に様々な利便をもたらす反面、個

人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれ

- 個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上で大きな障害となるのですが、コンピュータウイルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も発生
- 「個人情報の保護に関する法律」により、国、地方公共団体をはじめ、個人情報を取り扱う事業者には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務

【取組の方向】

(適正な取扱い)

- 「個人情報の保護に関する法律」を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の実施に当たっては、個人情報の保護について厳格な取扱い
- 個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発を推進

(身元調査の防止)

- 個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害にかかわる極めて深刻な問題であり、府民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となるおそれがあることについて、府民や関係者への啓発を推進
- 2011年(平成23年)から2012年(平成24年)にかけて、身元調査などの目的で、戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が発生したことから、「本人通知制度」が府内全市町村で導入されており、この制度をさらに有効なものとしていくため、この制度の普及に向けて今後とも引き続き市町村を支援
- 企業の採用活動に際して、SNSの裏アカウントによる個人情報の調査が実施される事案も生じており、公正な採用選考についての啓発を推進

○ 安心して働く職場環境の推進

【現状と課題】

- やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働く職場環境を整えることが必要ですが、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントの顕在化、職場でのセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティハラスメント、顧客等が著しい迷惑行為を行うカスタマーハラスメントなどが問題

- 長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化
- 職場のパワーハラスメントについては、2023年度(令和5年度)に厚生労働省が実施した調査によると、過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した人は19.3%であり、都道府県労働局における「いじめ・嫌がらせ」の相談件数も2023年度(令和5年度)には6万件を超えており、京都労働局の「いじめ・嫌がらせ」の相談件数に関しても、2023年度(令和5年度)は1,993件(前年度から12.2%増)の相談件数となり、対策は喫緊の課題となっています。2019年(令和元年)に一部改正された「労働施策総合推進法」が2020年(令和2年)6月に施行され、職場におけるパワーハラスメント等の防止対策を事業主に義務付け(中小事業主については2022年(令和4年)4月)。
- これにより、各事業所では相談窓口が整備されたものの、京都府労働相談所において、「職場の人間関係」に関する相談は依然として多く、相談者に寄り添った労働相談所の運営を維持していくことが必要
- カスタマーハラスメントについても、2025年(令和7年)6月に一部改正された「労働施策総合推進法」により、今後、事業主に対して防止措置の実施が義務付けられることになります。カスタマーハラスメントに関する相談についても労働相談所を利用できることが周知する必要があります
- 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされているところであり、その実現に向けた職場環境づくりが必要

【取組の方向】

- (ハラスメント対策)
- パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、カスタマーハラスメントなど、ハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、京都府では、府内企業の経営者や管理職等に対する研修などによる意識啓発を行うとともに、就労環境の改善などを助言する「アドバイザー」を派遣する等、ハラスメント対策の取組が進むよう支援を実施
 - 被害者への支援も重要であり、相談を通じてアドバイスを行うとともに、法令違反の場合には権限を持つ京都労働局や労働基準監督署などの解決機関へ誘導

(ワーク・ライフ・バランスの取組)

- 京都府では、ハラスメント対策に取り組むほか、経済団体等と行政(京都府・京都市・

京都労働局)による女性活躍推進組織「輝く女性応援京都会議」のもと、「京都女性活躍応援計画」を策定し、オール京都で仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組を推進

- 取組に当たっては、性別や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って、様々な働き方や生き方ができるよう、企業の実情や労働者のニーズにも配慮しながら、長時間労働の是正などの働き方の見直しや仕事と育児・介護の両立を支援し、働きやすい職場環境の整備を推進

(就労環境の改善)

- 長時間・過重労働や賃金不払残業を強いるなどの違法行為が疑われる場合には、調査監督権限のある京都労働局に連絡の上、連携してコンプライアンス(法令順守)の徹底を図るなど、誰もが働きやすい労働環境の実現に向けて取組を推進
- 労働者が働く上で必要な労働関係法の知識を習得することにより、職業生活における自らの権利を守ることができるよう、学校教育の各段階に応じた労働教育の充実を図るとともに、京都府ホームページ等で労働関係法を分かりやすく解説するなどの周知・啓発を強化

(人権デュー・ディリジェンスの取組)

- 企業においても、人権方針の策定や人権デュー・ディリジェンスの導入・実践、効果的な苦情処理の仕組みを通じた救済などが期待されています。企業活動における人権尊重の取組の促進が図られるよう人権教育・啓発を推進

○ 自殺対策の推進

【現状と課題】

- 自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいくことが必要
- 自殺の背景・原因是、失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和や離婚等の家庭問題、その他いじめ、ネットトラブル、性的マイノリティの問題等様々です。誰もが自らの人生のあらゆる場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいる状況
- こうしたことから、2015年(平成27年)4月に「京都府自殺対策に関する条例」を施行し、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであるという認識に立ち、市町村、関係団体、府民等オール京都体制で自殺対策を推進
- 近年、全国的に、子どもの自殺者は増加傾向にあり、令和6年は小中高生の自殺者が過

去最多となるなどの状況に対処するため、2025年（令和7年）6月には、自殺対策基本法が改正され、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置等を明記

- このような状況を踏まえ、自殺対策を今まで以上に着実に推進していくために、年代や性別等の状況や課題に応じた取組の推進や、こども・若者の自殺対策の強化、自殺未遂者への支援強化に向けた体制づくり等、今後も中長期的な自殺対策に取り組んでいくことが必要

【取組の方向】

(総合的な自殺対策の推進)

- 「京都府自殺対策に関する条例」に基づき、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進

(人材の確保、養成)

- 悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーなど自殺の防止等に関する人材の確保、養成等を実施

(相談その他の支援の提供体制の充実)

- 市町村や関係団体等との連携のもとに、自殺の原因となり得る問題に対する早期の相談・支援体制や、自殺する危険性が高い人に対して適切な対処を行う体制の充実とともに、自殺未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を実施
- 学校においても、児童生徒の自殺リスクの早期発見に向けた取組を進めるとともに、SNS等を活用した相談体制の整備、スクールカウンセラー等の専門家や関係機関と一層連携した取組を推進

(啓発の推進)

- 京都いのちの日(毎年3月1日)を初日とする3月の自殺対策強化月間に府民の理解促進、自殺予防の取組等を集中的に実施

○ 災害時における人権の尊重

【現状と課題】

- 体育館などの避難所に指定されている施設（指定避難所）は本来の利用目的に沿って設計されているため、高齢者や障害のある人など、災害時における避難行動の支援を要する方（以下「要配慮者」という。）が長期の避難生活を送る場の環境として不適
- 2011年（平成23年）の東日本大震災では、ユニバーサルデザイン化がされていない指定避難所で長期の避難生活を余儀なくされた要配慮者が体調を崩す、又は悪化し、死に至る

という災害関連死が多く発生しました。災害が発生する直前までは健康だった方も、災害による怪我や避難所での生活が長期間続くことで、肉体的・精神的負担から要配慮者になる可能性の存在

- 2016年(平成28年)4月の平成28年熊本地震では要配慮者の方が、指定避難所のユニバーサルデザイン化が進んでいないことから、倒壊寸前の自宅や、車中泊による避難生活を余儀なくされることとなったほか、指定の福祉避難所に避難者が殺到したことで、福祉避難所としての本来の役割を発揮することができない事案が発生
- このような状況を防ぐためにも、指定避難所のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、「要配慮者相談窓口」や「静養室」、「授乳室」、「ベッドコーナー」、「補助犬コーナー」の設置やプライバシーの確保など、要配慮者を含め、すべての方が安心して過ごすことができる避難所環境の整備が重要です。また、様々な避難ケースも想定し、ホテルや旅館等の民間施設を含め幅広い活用を検討していくことが必要
- 近年、人口減少や高齢化が進展し、地域防災の担い手が不足している中、関係機関の応援・支援体制を構築するほか、各地域での防災教育の充実を図り、地域防災力を向上させていくことが必要
- 頻発化、激甚化する風水害等に備え、府内市町村と連携のもと、今一度地域毎の危険性を地域全体で共有したうえで、要配慮者を含めたすべての住民の避難の実効性を確保する必要
- 東日本大震災による原発事故においては、放射能についての知識不足、誤った思い込みによる避難者に対するいじめ、風評による偏見・差別が生じました。誤った情報に惑わされることなく、正確な情報を入手することや、人権に配慮した行動をとることができるよう、取組を進めていくことが必要

【取組の方向】

(避難所環境の整備及び運営体制の確保等)

- 災害に備えるため、トイレやキッチン、ベッドなど、市町村と連携して避難所環境の整備を進めるとともに、避難所の運営体制を確保するなど、要配慮者を含むすべての方が安心して過ごすことができる避難所の体制整備を推進
- 避難生活の長期化等に備え、ホテル・旅館等の広域的な避難所としての活用等を促進
- 避難所運営については、市町村や災害時応援協定の締結機関等と連携した訓練を行うとともに、通信手段の確保などについても市町村と連携して推進
- 避難所における生活支援のため、福祉避難サポートリーダー、通訳ボランティアを養成するとともに、在宅の高齢者、障害のある人、難病患者、妊産婦・乳幼児、外国人、LGBT等へのきめ細かな配慮がなされるよう、多様なニーズに配慮した避難所の自主的な運営支援を推進
- NPOや災害ボランティアセンター、民間団体との連携を調整する災害中間支援組織を

育成し、災害時における円滑な連携を推進

- 教育委員会や市町村、消防などと連携して、小学生向けの防災ハンドブックの作成と普及、中学生向けの出前講座の実施、高校生向けの防災教育プログラムの展開、大学生消防防災サークルの活動支援に取り組むとともに、防災士の養成など、災害発生時に主体的に行動できる地域防災の担い手の育成を推進し、地域防災力の向上を図る取組を推進

(個別避難計画の作成)

- 要配慮者の避難行動を支援するため、市町村における個別避難計画の作成を支援するとともに、保健所や市町村、医療機関や福祉施設等と連携した訓練を推進
- 保健所と連携した難病患者等医療的ケアを要する方の計画作成支援の実施
- 災害時に特別な配慮を要する方を含めすべての人に適切な支援を行うことができるよう、引き続き DWAT（災害派遣福祉チーム）及び福祉避難サポートリーダーの養成を推進
- 災害後の救済・復旧・復興の全過程において「人権の主流化」が焦点化されなければなりません。特に、社会的に弱い立場にある人が、災害によって、より一層厳しい状況に置かれることを踏まえなければならず、人権の観点から十分な配慮を実施
- 避難所運営や防災等の災害対策においては、男女共同参画の視点が極めて重要なことから、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における男女共同参画の視点からの取組を推進

(風評被害の防止)

- 発生した災害に対する風評被害等の発生が懸念される場合には、その災害による影響等について、国、関西広域連合、市町村及び経済団体等の関係機関と連携し、迅速かつ的確に広報することにより、未然防止又は影響の軽減を促進
- 平時から一般住民に対して、災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認することなど、災害発生時に的確な行動をとるための普及啓発を実施

<個別の人権問題に対する取組（お互いに認め合い尊重し合う取組）>

○ 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

- 1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を明示
- 京都府としても、同和問題の早期解決を府政の重点課題と位置付け、1969年(昭和44

年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や市町村との連携を図る中で、特別法による対策事業を実施

- こうした施策の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進み、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、様々な面で大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成
- 2002年(平成14年)3月の特別法による対策事業終了後の取組については、環境改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、地域改善対策協議会の意見具申(1996年(平成8年))が示した基本認識のもと、現行制度を的確に運用して取組を推進するとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組、さらには偏見や差別意識を解消し、部落差別を解決するための歩みを促進
- 国においては、2016年(平成28年)12月に、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別の解消に関する施策を講ずることが国及び地方公共団体の責務として規定されるとともに、相談体制の充実と教育及び啓発の実施を図るよう努めるものと規定
- 併せて、同法第6条に基づき2018年度(平成30年度)から2019年度(令和元年度)にかけて実施された部落差別の実態に関する調査の結果を見ると、部落差別の現状についての一般国民に対する意識調査において、回答者の約半数が「部落差別はいまだにある」と回答しており、引き続き粘り強く適切に対応することが必要
- 京都府においては、「部落差別解消法」第4条に規定されている相談体制の充実に向けて、人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)を設置・運用するとともに、府内の隣保館等で構成する京都府隣保館連絡協議会との意見交換を通じ、隣保館の実情に応じ必要とされる支援について現場で共に考える伴走型支援を実施
- 学校においても、同和教育の取組の中で用いた手法と得られた成果等は、人権教育として再構築された現在の指導にも十分に活用できるという認識のもと、あらゆる学校の場面において、人権教育を通じて人権を尊重する意識・態度・実践力の育成を促進
- 2024年(令和6年)に実施した府民調査においても、住宅購入にあたって被差別部落(同和地区)への忌避意識などが存在していることがうかがわれます。こうした心理面での課題が、戸籍謄本等不正取得事件や土地調査問題、インターネットを利用した悪質な書き込みなどの行為につながっているものと認識
- 部落地名公開を巡る2023年(令和5年)6月の東京高等裁判所の判決において「差別されない人格的利益」が認められ、最高裁判所による上告棄却により確定しました。これは、法の下の平等を定める憲法第14条第1項を基に「人は誰しも差別を受けることなく、尊厳を保ちつつ、平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有する」と示されたもの
- 情報化の進展など、近年の社会経済情勢の変化や広く地域社会全体が多様化している現状も踏まえつつ、今後とも、部落差別(同和問題)の早期解決に向けて引き続き粘り強く取り組んでいく必要があり、これまでの成果を踏まえ、差別意識や偏見の解消のための教

育・啓発、相談体制の整備や被差別部落(同和地区)内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係（社会）を築いていく取組を進めていくことが重要

【取組の方向】

(人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進)

- 部落差別(同和地区)の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、こどもが自立的に社会に参画できるよう、学校では、引き続き児童生徒一人ひとりを大切にした教育を推進
- 部落差別(同和地区)に対する正しい理解と認識を深めることによって、あってはならない偏見や差別意識を解消することができるよう、市町村や関係機関等とも連携し、府内各地域で啓発パンフレット「同和地区と人権～部落差別のない社会へ～」を活用した研修会等を実施するなど、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発を促進
- 企業の採用選考に関しては、戸籍による出自の確認等の身元調査が決して行われず、適性と能力に基づいた公正な採用選考が図られるよう、関係機関が連携した啓発を推進
- 忌避意識の解消に向け、国や市町村等と連携して業界団体等への研修や注意喚起などの啓発を推進
- 隣保館や公民館等の生涯学習施設等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、より一層創意工夫された取組が推進されるよう、市町村の取組を支援

(現行制度の的確な運用と隣保館の活用による取組の推進)

- 今後とも、地域改善対策協議会の意見具申(1996年(平成8年))が示した「①同和地区は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和地区など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和地区の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和地区は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識のもと、部落差別のない社会の実現に向けて、引き続き現行制度を的確に運用して取組を推進
- 「部落差別解消法」第1条に規定されている「現在もなお部落差別は存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、インターネット上の人権侵害の実態把握に努めるとともに、同和地区に関する識別情報の摘示等、特に悪質なものについては、部落差別は許されないと認識のもと、削除要請を行うなど国との適切な役割分担を踏まえ、必要な教育及び啓発、相談体制の整備を促進
- 社会福祉施設として位置付けられている隣保館が、今後とも周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、幅広く活用されることが重要であり、そのためには、隣保館の設置主体で

ある市町村と十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通じて各地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど、引き続き課題解決に向けた取組を推進

○ 女性

【現状と課題】

- 性別による固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアルハラスメントなど、依然として課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況
- 女性の活躍状況を示す国際指数であるジェンダー・ギャップ指数は、2025年(令和7年)の世界経済フォーラムの発表によると、我が国は148か国中118位であり、諸外国とくらべて低い結果
- 配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、2023年(令和5年)の京都府の調査では、29.5%(男性25.7%、女性34.1%)の人が「配偶者から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、21.9%(男性19.1%、女性24.4%)が「交際相手から暴力的行為を受けたことがある」と回答しています。同調査では、女性の約3割が配偶者からの暴力の被害経験があると回答しているほか、交際相手からの暴力(いわゆる「デートDV」)の被害経験がある女性は約2割
- 2023年度(令和5年度)の京都府配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数においても、2,139件と、未だ高い水準を保っており、女性に対する人権侵害が依然として大きな問題であることから、改善に向けて、DVを防止し、被害者の保護・自立支援に向けた不断の取組や、こどもを含む同居者等への総合的な支援が必要です。また、京都府内における2024年(令和6年)中のストーカー事案の認知件数も369件
- こうした状況の中、2024年(令和6年)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が施行され、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点にたち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添った切れ目のない包括的な支援の取組が進められている状況
- 厚生労働省委託事業の全国調査「職場のハラスメントに関する実態調査」(2023年度(令和5年度))においても、過去3年間に各ハラスメントの相談があったと回答した企業の割合をみると、パワーハラスメント(64.2%)、セクシュアルハラスメント(39.5%)、妊娠・出産・育児休業等ハラスメント(10.2%)の結果
- 2019年(令和元年)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことにより、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護

を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」において、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されるなど、防止対策の強化が図られている状況

【取組の方向】

(男女共同参画施策の推進)

- 「京都府男女共同参画推進条例」の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施することにより、社会の様々な分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進
- 特に、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消し、全ての人が希望に応じて活躍できる社会を実現することが重要であることから、女性に対する偏見や差別意識を解消するための啓発、性別に関係なく個性と能力を発揮できる環境整備や魅力的な地域づくりを推進
- 女性の社会進出を阻む要因となっているジェンダー・ギャップについて、企業における多様な働き方を推進するなど、社会全体の意識を変えていくための取組を推進

(女性の活躍支援)

- 働きながら子育てしたい女性やひとり親家庭の人などのニーズに応じ、京都ジョブパークマザーズジョブカフェにおいて、就業と子育てをワンストップで支援
- 経済団体等と連携した「輝く女性応援京都会議」のもと、行動計画の策定推進と実行支援、積極的な女性の人材育成・能力開発・登用等の推進、誰もが働きやすい職場環境づくりの推進、起業・創業の推進等、女性の活躍のさらなる加速化に取り組みます。また、地域の女性リーダーの育成やプラットフォーム(活動の基盤)づくりにより、地域で女性が活躍できる環境を整備

(女性に対するあらゆる暴力の根絶)

- ドメスティック・バイオレンス(DV)については、その根絶に向けて、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を一層強化し、引き続き、啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない支援に取り組みます。交際相手等からの暴力(デートDV)についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行うとともに、学校においても男女が互いに尊重しあうための教育を推進
- ストーカー行為やリベンジポルノ(元交際相手等への嫌がらせ)等の根絶に向けて、警察などの関係機関との連携、被害者の心理ケア等の適切な支援を促進
- 性暴力被害者に対しては、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都

SARA)」を通じて行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、被害直後から総合的な支援を提供し、被害者的心身の負担軽減とその早期回復を促進

- DV やストーカー等の加害者に対しても、状況に応じて加害行為への気づきを与える指導・警告をするなど行為を抑止する働きかけなどの取組を推進

(ハラスメント対策)

- 府内企業の経営者や管理職、人事担当者等に対してセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント対策の研修を行うなど、労働法令の周知及び人権教育・啓発の取組を通して防止に努めるとともに、京都労働局等の関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を実施

○ こども

【現状と課題】

- 少子化が急速に進行する中で、日常的なこども同士のふれあいの機会が減少し、こどもたちの自主性や社会性が育ちにくい状況
- 家族の形態や生活スタイルの多様化に伴い、家庭の子育てのあり方も変化しており、地域社会全体でこどもを育て、見守るという意識も薄れてきている状況
- 1951年(昭和26年)の「児童憲章」や1994年(平成6年)に日本が批准した「子どもの権利条約」においては、こどもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしていますが、依然として、そのことは十分に認識されていない状況
- こうした状況を踏まえ、国においては、子どもの権利利益の擁護等を担う「こども家庭庁」を2023年(令和5年)4月に設置しました。併せて、こども施策についての基本理念を定めるとともに、社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。同年12月には、こども施策の基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、それに基づく具体的な施策を一元的にまとめた「こどもまんなか実行計画」が策定されました。これらにより、幅広いこども施策を一体的に推進
- こどもにとって重大な人権侵害である児童虐待(保護者等による身体的・性的・心理的虐待、ネグレクト)への対応としては、「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」等の改正により制度的な充実を図っているものの、京都府の児童相談所への相談件数は2024年度(令和6年度)には2,609件となっており、高止まりの状況
- いじめ・暴力行為や体罰についても依然として深刻な問題です。いじめ対策については、2013年(平成25年)の「いじめ防止対策推進法」の成立等を受けて、様々な取組が進められていますが、情報化の進展に伴い、SNS等を介したいじめを受けるなど新たな形態のいじめ問題も発生し、誰もが加害者にも被害者にもなり得る事態が生じています。暴力行為は小学校を中心に増加傾向にあります。教員による体罰や不適切指導の問題も依然

として存在

- 不登校の子どもの総数は、年々増加しています。一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援とともに、様々なつながりがもてるような機会の提供が必要
- インターネット利用の普及を受けて、インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど、子どもが巻き込まれる犯罪は、総数こそ横ばい傾向にあるものの、被害者が低年齢化しています。子どもが性暴力の被害者となる事案も発生しており、2024年（令和6年）6月には「子ども性暴力防止法」が成立し、子どもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組を義務付け
- 虐待やいじめ等、様々な人権侵害によって、子どもの生命が失われる事件もなくならず、子どもの人権を取り巻く状況は厳しい状況
- 子どもの貧困問題に関しては、2014年（平成26年）1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、様々な取組が進められてきました。2024年（令和6年）9月には法律名が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（以下「推進法」という。）に改められ、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進
- 京都府でも「推進法」や「子ども大綱」を踏まえ、2025年（令和7年）3月には「第3次京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定し取組を推進
- 子どもの貧困率は2021年（令和3年）時点では11.5%と、前回調査の2018年（平成31年）時点の13.5%から大きな改善には至っておらず、依然として子どもの9人に1人が貧困状態にあります。子どもは「今を生きる市民」として、社会全体で子どもの育つ環境を整備することが必要
- 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことを示す「ヤングケアラー」の問題も生じており、関係機関と連携したきめ細かな取組が必要

【取組の方向】

(育成環境の整備)

- 「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、子どもの意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していく環境づくりを推進
- 家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校等において、子どもの自主性や主体性が發揮できる機会の充実の促進

(子どもへの虐待の防止)

- 子どもへの虐待の未然防止、虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮らすための取組を推進

- 子育て家庭の孤立化や子育てへの負担感が、子どもへの虐待の要因の一つであることから、PTA、自治会やNPO等、地域社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を促進

(いじめ問題等への対策)

- いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。いじめについては、「いじめ調査」等による丁寧な実態把握も含め、「京都府いじめ防止基本方針」に基づいた具体的な取組を推進するとともに、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制を強化し、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した組織的な取組の充実を促進
- インターネットやSNS等でのいじめについては、「ネットいじめ通報サイト」と併せてSNSを活用した相談体制の整備を図るとともに、SNSや生成AIの不適切利用による誹謗中傷や性被害など多様なリスクがあることから、情報モラルやICTリテラシーについての指導を実施
- 暴力行為については、警察と連携した非行防止教室や課題を抱える子どもへの個別支援、学校の生徒指導体制の強化などの取組を推進
- 体罰については、根絶に向けた教職員研修を継続して実施

(不登校の子どもへの支援)

- スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」、福祉関係機関とも連携して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、京都府総合教育センターにおける電話・来所・巡回などの教育相談体制の充実を促進
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を踏まえ、校内での支援体制を充実させるとともに、教育支援センターやフリースクールなどの関係機関と学校が連携した居場所づくり・学習機会提供の取組を実施
- 地域社会と連携し、学校外でも多様なつながりがもてるよう、学びの場づくりや様々な自然体験活動を行う取組を推進

(性犯罪や性暴力への対策)

- 児童ポルノを根絶し、児童ポルノの被害をなくすため、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」及び「京都府青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施
- 「子ども性暴力防止法」に基づき、日頃から子どもを性暴力から守る環境づくりを進める等、取組を推進

(子どもの貧困対策)

- 「第3次京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、全ての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していく社会の実現を目指し、学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステージを通した子どもへの支援をはじめとした総合的な取組を推進

(ヤングケアラー対策)

- ヤングケアラーについての認知度向上を図る啓発活動、相談支援や交流の場づくりを行う「京都府ヤングケアラー総合支援センター」をはじめ、市町村や学校、福祉施設などの関係機関と連携し、一人ひとりの子ども・若者の状況に合わせたきめ細かな寄り添い支援を実施

(啓発等の推進)

- こどもにかかわるすべての人が「こどもは、保護の対象であるとともに、権利行使の主体である」という視点に立ち、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進するとともに、全ての子どもが周囲から「包み込まれているという感覚」を実感できるよう、社会全体で見守り育てていく取組を推進

○ 高齢者

【現状と課題】

- 府民の総人口に占める 65 歳以上の割合は、2024 年(令和 6 年)3 月末現在で 29.6% と高齢化が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加
- 介護を必要とする高齢者の割合は、2024 年(令和 6 年)3 月末現在で 23.0% となっていますが、介護保険施設や家庭における身体的、精神的及び経済的な虐待、身体拘束等により、人権が侵害されるといった問題も発生
- 年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生
- 急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人の数は増加し、誰もが認知症になり得る状況が生じています。2024 年(令和 6 年)1 月に、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる共生社会の実現を目的とした「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。これは、ケアする・ケアされるという関係性から脱却した、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進する法律
- 高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルによりいきいきと暮らしていく社会、また、高齢になっても、それぞれの経験や能力に応じて社会的な役割を担うことができる仕組みがあり、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会をつくっていくことが必要

【取組の方向】

(計画に基づく施策の推進)

- 超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「京都府高齢者健康福祉計画」に基づき、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進
- 市町村高齢者健康福祉計画(介護保険事業計画を含む)の推進を広域的視点から支援

(権利擁護)

- 虐待を受けた高齢者の保護、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利擁護や生活を支える弾力的な仕組みづくり及び養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、弁護士や社会福祉士による専門職チームを市町村に派遣し、個別事案への助言を行ったり、研修会の開催による人材育成、成年後見人の利用促進等を行うなど、虐待通報窓口である市町村の取組を支援

(介護者支援)

- 家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室・研修会等、市町村が行う地域支援事業の取組を支援し、家族介護者の支援や介護負担の軽減を促進

(社会参加)

- 意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわりなく、住み慣れた地域のことを学び、社会の支え手や地域活動の担い手として活躍することができるよう、雇用・就業機会の確保など、高齢者の社会参加を支援
- こどもたちとの世代間交流や高齢者同士の交流を通じて、生きがいづくりの機会の充実を促進
- 地域生活を営む上で重要な住宅の確保について、府営住宅の特定目的優先入居制度の運用などの取組を推進

(福祉のまちづくり)

- 障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備を進めるとともに、関係機関が連携し、高齢者福祉対策をはじめとした施策を推進

(啓発等の推進)

- 高齢者的人権が尊重され、いきいきと暮らせる社会の実現を目指し、高齢者的人権への理解を深めるための教育・啓発を推進

- 認知症の人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止への取組

(高齢者雇用)

- 京都ジョブパーク内の「就業サポートセンター」において、丁寧なキャリアカウンセリングなどを行い、早期の就職決定・定着に向けた伴走支援を実施
- 人生 100 年時代を見据え、あらゆる世代の方に、生涯にわたって活躍いただくため、京都経済センター内の「京都府生涯現役クリエイティブセンター」において、相談、研修から新しい活躍の場へのマッチングまで一貫した支援を実施
- シルバー世代の知識・経験・技術を活かすことができる企業や地域等とのマッチングを推進

○ 障害のある人

【現状と課題】

- 障害の有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生
- 2006 年(平成 18 年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、国では、2011 年(平成 23 年)には「障害者基本法」を改正し、障害のある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013 年(平成 25 年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を制定するなど国内法の整備を進め、2014 年(平成 26 年) 1 月に同条約を批准
- 2024 年(令和 6 年) 4 月には、「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されました。また、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」など様々な法整備が行われています。2024 年(令和 6 年) 7 月 3 日の最高裁判所による旧優生保護法の違憲判決を受けて、政府は同年 12 月に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」をとりまとめ
- 京都府では、2015 年(平成 27 年) 4 月に「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を施行し、障害を理由とした不利益取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を実施
- 障害のある人等に対する理解については、特に精神障害のある人や難病患者等は、障害の特性が十分知られていないことで、偏見や差別が生じると考えられることから、一層の

理解の促進を図ることが必要

- 府内企業の障害者雇用率については、2024年(令和6年)6月1日現在で2.43%と法定雇用率の2.5%を下回っており、令和8年7月に法定雇用率が現行の2.5%から2.7%に引き上げられることからも、今後、施策の一層の推進が必要
- 障害のある人に対する虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待)も発生(2023年度(令和5年度)の府内での発生件数は、障害者福祉施設従事者等からの虐待が27件、養護者からの虐待が80件)していることから、引き続き虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援が重要

【取組の方向】

(共生社会の実現に向けた取組)

- 障害のある人の「完全参加と平等」を実現するため、対話と調整を図りながら誰もが取り残されない社会に向けて障害のある人もない人も共に生活できるための環境整備を推進
- 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人が支え合う社会づくり条例」や「京都府障害者基本計画」に基づいて、障害のある人がライフステージのすべての段階において、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加、活動することのできる社会を実現するための取組を推進
- 障害のある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現を目指し、障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、様々な社会環境との相互作用や社会との関係性の在り方によって生ずるものであるという「障害の社会モデル」に基づき障害のある人の人権への理解を深めるための啓発を推進

(権利擁護)

- 虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援や養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、専門職チームの市町村への派遣や、人材育成、成年後見人の利用促進等を行うなど、虐待通報窓口である市町村の取組を支援

(介護者支援)

- 家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室・研修会等、市町村が行う地域支援事業の取組を支援し、家族介護者の支援や介護負担の軽減を促進

(社会参加)

- 障害及び障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくり、障害者スポー

ツの普及・振興、文化芸術活動及び農業と福祉の連携などにより、近年進歩が著しいICT技術も活用し、障害のある人の社会参加を促進

- 働く意欲のある障害のある人の雇用・就労を促進するため、雇用の場の創出と拡大を図るとともに、障害特性に応じた支援や就業力強化の取組を推進
- 障害のあるこどもたちに対しては、学校における職業教育及び就労支援の充実を図り、自立と社会参加に向けた進路選択につながるよう、関係機関とも連携しながら取組を推進します。また、障害の有無にかかわらず、共に安心して生き生きと暮らせる共生社会の実現を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備や「交流及び共同学習」の充実を促進
- 地域生活を営む上で重要な住宅の確保について、府営住宅の特定目的優先入居制度の運用やグループホームの整備支援をさらに進めるなど、障害のある人の意見等を聞きながら取組を推進

(福祉のまちづくり)

- 「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」といった施策の大きな方向性を考慮しながら、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備を推進
- 「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例に関する相談窓口」をはじめ、様々な窓口での相談対応を行い、関係機関が連携し、障害者福祉施策を推進

(正しい知識の普及・啓発)

- 障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止の取組を推進

(障害者雇用)

- 京都ジョブパーク内の「京都障害者雇用企業サポートセンター」において、障害のある人に適した仕事の創出、雇用管理、各種助成制度に関する提案やアドバイス等を総合的に行います。障害のある方の更なる雇用の拡大及び障害のある方の就職の支援を行う「はあとふるコーナー」と協働して職場定着を促進
- 障害のある人を積極的に雇用している企業を「京都府障害者雇用推進企業(京都はあとふる企業)」として認証し、障害のある方の雇用について取組を推進

○ 外国人

【現状と課題】

- 京都府内の外国人住民は増加が続いている 2024 年(令和 6 年)末で過去最多の約 82,584 人と府人口の約 3.3% を占め、国籍別では、韓国・朝鮮の人々が多く、次いで、中国、ベトナム、ネパール、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、アメリカなど
- こうした中、文化や習慣など様々な背景のあることでもや保護者が増え、日本語指導の充実や異なる習慣・文化への理解の促進、外国語で受診可能な医療機関の整備、職場における労働者としての権利保障など、共生社会実現に向けた教育や相互理解・生活支援がますます必要
- 新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上での様々な問題が発生
- 従来京都府に生活基盤を持つ外国籍等の人々についても、公的年金や住居、就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々については、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題
- 外国人住民は言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが図りづらく、地域社会への参画が進んでいない状況があります。外国人住民を孤立させることなく、地域社会の一員として受け入れられるよう、地域の行事や防災、スポーツなどの活動、交流を通じて、相互理解を深めるきっかけづくりを進めることが重要
- 近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じていることから、2016 年(平成 28 年)に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行され、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策の実施が国及び地方公共団体の責務に位置づけ
- SNS 等のインターネット上のヘイトスピーチも後を絶たず、深刻な人権侵害に発展する事案が生じているほか、選挙運動や政治運動等に名を借りたヘイトスピーチも問題になっており、ヘイトスピーチが多様化している状況

【取組の方向】

(多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進)

- (公財)京都府国際センターをはじめ、市町村、国際化協会と連携・協働して、外国人住民等をサポートしている個人や団体への支援に取り組むとともに、多文化共生社会の実現に向け様々な機会を通じて府民啓発の取組を推進
- 今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、地域での「つながり」を深め、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを推進
- 外国人労働者の増加を踏まえ、「京都産学公連携海外人材活躍ネットワーク」では、研究者等の高度外国人材や介護・農業など特定技能者等の外国人、留学生等が安心して活動

し暮らせるよう、関係機関が連携した受入体制を構築し、人材確保から働き続けられる環境づくり、居住環境面の相談、地域の多文化共生まで、オール京都で支援

(外国人住民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援及び就修学支援)

- (公財)京都府国際センター、市町村、国際化協会や NPO 法人等と協働して、「京都府外国人住民総合相談窓口」での外国人住民等への生活情報の提供や生活相談、「地域における日本語教育推進プラン（第2次）」に基づく日本語教育の取組の推進などを行い、国際理解の促進や、外国人住民と共に暮らす地域づくりの取組を推進
- (公財)京都府国際センターを中心に、外国人住民等に関する災害時支援体制を構築
- 学校においては、2007年（平成19年）5月に「外国人児童生徒に関する指導の指針」を定め、すべての児童生徒に対して、互いを認め合い、共に暮らしていこうとする資質や能力を育成するとともに、外国人児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現が図られるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を推進
- 外国につながりを持つこども・保護者への教育支援など、府民の国際理解の促進、外国人住民等と共に暮らす地域づくりのための取組を推進
- 学校においては、外国人児童生徒や外国につながりのある児童生徒の就学機会の適切な確保に向けての正確な実態把握を行い、個々の状況に応じた指導や支援を進め、日本の生活習慣や学校生活に適応できるよう配慮するとともに、日本語の習得を図るための支援の実施

(ヘイトスピーチに対する教育・啓発の推進等)

- 「ヘイトスピーチは許されない」と宣言した「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を踏まえ、府の公の施設等においてヘイトスピーチが行われることを防止するため、2018年（平成30年）に施設の管理者が使用制限を実施する場合の要件や手続等を明らかにした「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手段に関するガイドライン」を取りまとめました。その後、市町村にも同様のガイドラインの取りまとめを働きかけ、2020年（令和2年）には全市町村でガイドラインが策定されました。さらに、府域全体で効果が高まるよう、民間施設についてもこうした府の考え方を様々な機会を通じて広報・周知を図り、ヘイトスピーチ解消に向けた取組を推進
- ヘイトスピーチにより発生した人権侵害に対応するため、「人権問題法律相談（京都府人権リーガルレスキューチーム）」を開設しました。国、市町村、民間団体等と連携し、被害回復に向けた適切な相談体制の整備を促進
- ヘイトスピーチは、個人の尊厳を侵害し、被害者に多大な苦痛を強いるとともに、地域社会に深刻な亀裂を生じさせる断じて許されない行為です。ヘイトスピーチを解消するために、国、市町村、関係機関等と連携し、ヘイトスピーチは許されないとのメッセージを発信するとともに、府内各地域で啓発パンフレット「ヘイトスピーチと人権」を活用し

た研修など、人権教育・啓発を積極的に推進

- インターネット上のヘイトスピーチ対策については、京都府と市町村とが連携・協働し実態把握に努めるとともに、問題のある投稿については国やプラットフォーム事業者に対する削除要請を行うなど、ヘイトスピーチのない社会の実現に向けて取組を推進

(外国人雇用)

- 京都ジョブパーク内の「京の留学生支援センター」において、個別相談、人材育成、企業とのマッチングなどを行い、留学生が京都に残って活躍できるよう就職支援を推進
- 「京都産学公連携海外人材活躍ネットワーク」において、多様な外国人材が安心して働き続けられる環境整備にオール京都で取組

○ ハンセン病・エイズ (AIDS、後天性免疫不全症候群)・HIV 感染症・難病患者等

【現状と課題】

- 患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても、公的な相談体制の整備等を通じ医療機関等との信頼関係の構築や、患者等の名誉の回復を図るよう取り組んでおり、今後も引き続き取組

(ハンセン病)

- ハンセン病は「らい菌」への感染により起こる病気ですが、その菌の感染力は極めて微弱で、仮に感染しても発病する可能性は極めて低い上、早期発見と早期治療により完治する病気
- ハンセン病患者に対しては、1931年（昭和6年）4月の「癞予防法」の施行により全てのハンセン病患者を療養施設に強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001年（平成13年）に成立
- 隔離を主体とした「らい予防法」が1996年（平成8年）に廃止された後も、2003年（平成15年）にハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要
- 2009年（平成21年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などを規定
- 2019年（令和元年）には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、ハンセン病患者のご家族も偏見や差別の中で、長年にわたり多大な苦痛と苦

難を強いられてきたことに国が責任をもって対応するとともに、国が対象となる元患者家族の方々に補償金の支給を決定

- 京都府においても、ハンセン病に対する誤解を解消し、正しい理解を深めるための啓発を行うとともに、療養施設に入所されている方の里帰りや中高生を中心に療養所を訪問し、体験談を聞くなど交流の機会を提供

(エイズ・HIV 感染症)

- エイズ患者、HIV 感染者数は、全体的に減少傾向にありますが、新型コロナウイルス流行による検査機会の減少や医療機関受診控えの影響も指摘されています。HIV 感染症は予防可能な感染症であり、適切な予防策をとることが重要であり、エイズ発症予防のためには、早期発見と早期治療が重要です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によって HIV 感染者を差別するといった問題も発生
- 世界保健機関(WHO)では、毎年 12 月 1 日を「世界エイズデー」と定め、世界的にエイズ蔓延防止とエイズ患者・HIV 感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでおり、京都府もこれに呼応して、12 月を「京都府エイズ予防月間」として集中的に普及啓発の取組を推進
- エイズ治療拠点病院等連絡会議を設置し、エイズ対策にかかる専門家から幅広く意見を聴取するなど、関係機関や団体と連携した総合的な政策の展開への取組を推進

(難病)

- 難病は、種類も多く様々な特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあることから、難病に対する無理解による誤解や偏見の存在
- 障害者総合支援法(2013 年(平成 25 年)4 月施行)では、障害者の範囲に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療法)」が 2015 年(平成 27 年)1 月に施行
- 難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要

【取組の方向】

(ハンセン病についての啓発の推進)

- かつて、誤った知識により隔離政策を進め、ハンセン病に対する差別や偏見を助長してきたことへの反省のもと、ハンセン病に関する正しい知識の普及により、偏見や差別を一

刻も早く解消するため、引き続き啓発活動を推進

- ハンセン病に関する相談窓口を設け、生活全般に関する相談支援を実施

(エイズ・HIV 感染症についての啓発の推進)

- 偏見や差別の解消や、HIV 感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動や相談支援を進め、エイズ患者・HIV 感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進
- 学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及に向けた取組の推進

(難病についての啓発の推進)

- 難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止や相談支援の推進

○ 犯罪被害者等

【現状と課題】

- 犯罪被害者とその家族又は遺族(犯罪被害者等)は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられる状況
- 京都府では、2004年(平成16年)に犯罪被害者等の支援施策を盛り込んだ「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、さらに、犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、2023年(令和5年)に「京都府犯罪被害者等支援条例」を制定
- 2014年(平成26年)4月には、府内全市町村で犯罪被害者等支援条例が施行され、各市町村での支援体制は確立されました。さらなる支援制度に加え、制定から年数が経過していることからも、社会情勢を反映した市町村条例の改正が求められている状況
- 2023年(令和5年)6月に、国において内閣総理大臣をトップとする犯罪被害者等施策推進会議が開かれ、犯罪被害者等施策の一層の推進について決定されたことに伴い、都道府県における多機関ワンストップ体制の構築と、各市町村内において一つの窓口から適切なサービスに案内するための機関内ワンストップ体制の構築などが求められている状況
- 特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者的心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要

【取組の方向】

(犯罪等発生直後の支援活動の充実)

- 犯罪等が発生した直後の病院への付き添いなど直接支援活動を適切に進めるとともに、2021年(令和3年)以降は、身体犯制度や精神科等制度などの公費負担制度について支援内容を拡充したほか、カウンセリングについて外出が困難な被害者等を対象としたオンラインカウンセリングを新たに導入するなど、引き続き各種支援の充実と適正な運用を促進

(初期から中・長期にわたる総合的かつ継続的な支援体制の確立)

- 京都府、京都府警察、市町村、(公社)京都犯罪被害者支援センター、京都弁護士会等の職能団体等で構成する多機関ワンストップ体制である「京都府犯罪被害者等支援調整会議」を中心として、犯罪被害者等の初期から中・長期にわたる多様なニーズに応えるため、ワンストップで支援を提供し、犯罪被害者等に寄り添った切れ目のない支援を推進

(民間支援団体への支援及び連携した取組)

- (公社)京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や直接的支援等の活動をサポートするとともに、民間支援団体等との連携による取組を推進
- 行政、警察、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援を提供する「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」において、被害者的心身の負担軽減とその早期回復を促進

(犯罪被害者への理解や支援のための広報啓発)

- 市町村や関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、犯罪被害者等の置かれている状況等について、府民理解の促進

○ ホームレス

【現状と課題】

- ホームレスに至る原因は様々であり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合って、自立の意思がありながらもホームレスとなることを余儀なくされているケースの存在
- 多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が必要
- ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、府民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要

【取組の方向】

- 京都府では、自立就労サポート支援を行っているほか、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス特措法)」に基づき、国、市町村、関係機関、民間団体と連携・協力し、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進
- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法」が2025年(令和7年)4月に改正され、実施機関において生活困窮者の居住に関する相談支援等を行うことが明確化されたことから、「ホームレス特措法」の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度の実施主体である府内各市(福祉事務所設置自治体)と連携を図りながら、個々のケースやそれぞれの背景に応じた自立支援を推進

○ 性的マイノリティの人々

【現状と課題】

- 性的マイノリティの人々は、社会生活の様々な場面で偏見や差別などに直面しており、またそうした対象になることを恐れて周囲に自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを打ち明けることができないなどの生きづらさを感じる人が存在
- 自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを周囲に打ち明けた結果、本人の了解なく第三者に暴露される行為も問題
- そうした中、国においては2004年(平成16年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、生まれたときの性別と自認が一致せずに苦痛や困難を抱える方であって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることが可能(2008年(平成20年)に改正法が成立し、要件が緩和)
- 学校に対しても、2015年(平成27年)に、児童生徒へきめ細かな配慮等をするよう、国から通知
- こうした状況を踏まえ、京都府では、行政文書における個人情報の取扱いの適正化を進める中で、性別欄の記載の見直しを行うとともに、2017年(平成29年)に、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する京都人権啓発推進会議において、「性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会」を設置し、当事者や学識経験者、企業から意見を伺いながら、当事者の困難な状況や可能な取組について研究
- 教育現場においても、国からの通知を踏まえて、服装や更衣室、トイレ等、学校生活での各場面における当事者への支援を進めるとともに、相談体制の整備を促進
- 2020年(令和2年)に、「改正・労働施策総合推進法」が施行され、厚生労働省のパワハラ防止指針に「性的指向・性自認」の暴露はパワハラと明記されるとともに、2023年(令和5年)に「LGBT理解増進法」が施行され、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下、国及び地方公共団体の役割等を明示
- 性に関する問題はすべての人に関係するものであり、誰もが自分のこととしてとらえ

ることが必要

【取組の方向】

- 性的指向及びジェンダー・アイデンティティに対する社会の理解は未だ十分とはいえず、性的マイノリティの人々は、社会生活の様々な場面で、偏見や差別、いじめやハラスメントを受けたり、家族や友人に理解されず孤独を感じたりするなどの生きづらさを感じることがあります。多様な性に対する府民の理解を深めるため、市町村、関係機関等と連携し、府内各地域で啓発パンフレット「性の多様性と人権」を研修等で活用するなど、学校、職場、家庭、地域社会等における人権教育・啓発を推進
- 学校現場では、引き続き多様な性の在り方について、教職員の理解の促進を図り、児童生徒への適切な指導に努めるとともに、当事者及びその家族が相談しやすい環境を整え、悩みや不安に寄り添い、心情等に配慮した対応を実施
- 性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由に、制度やサービスが利用できないなどの問題もあるため、企業をはじめ市町村、関係機関に制度やサービスが性的指向及びジェンダー・アイデンティティに関係なく利用できるよう働きかけを実施
- 一人ひとりの性の在り方や尊厳に関わる身近な問題であるため、それぞれのライフステージに合わせ、家庭や地域、職場等で、必要な情報や知識が得られるよう、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」などを活用した啓発を推進
- 性的マイノリティの人々に対する人権侵害について「人権問題法律相談（京都府人権リガルレスキュー隊）」による相談対応をはじめ、国、市町村、関係機関等の相談窓口についても一体的に周知を図る等、連携強化に努め、相談体制の整備を推進

○ 刑を終えて出所した人々等

【現状と課題】

- 刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在し、社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳しい状況にあります。刑を終えて出所した人たちが地域社会に包摂され、安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、地域社会に立ち戻ったときに受け入れる周囲の理解と協力が不可欠

【取組の方向】

- 無職の刑務所出所者の再犯率は有職者と比べて高くなっていますが、国においてハローワーク等を通じた総合的就労対策が行われているほか、京都府においても自立就労サポート支援を実施
- こうした取組と併せ、刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復

帰ができるよう、啓発を推進

○ 北朝鮮当局による拉致問題等

【現状と課題】

- 北朝鮮当局による拉致問題については、2002年(平成14年)9月17日に行われた日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局は公式に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、政府は、北朝鮮当局による拉致被害者として認定する17名のほかにも北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めており、その中には京都府関係者も存在
- 国際連合においては、2003年(平成15年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求
- 国は2005年(平成17年)の国連総会決議を踏まえ、2006年(平成18年)6月には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものと規定
- 北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題
- 拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要

【取組の方向】

- 京都府においても、府民の拉致問題への関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)を中心に、国や市町村とも連携して、写真パネル展の開催や広報媒体を活用して拉致問題の周知・啓発活動を推進
- 2014年(平成26年)9月に、京都府拉致問題連絡会議を設置し、帰国実現の際における被害者と家族を支援する体制づくりを推進

○ 様々な人権問題(アイヌの人々、婚外子、識字問題、その他)

(アイヌの人々)

- 2019年(平成31年)「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。この法律は国及び地方公共団体に対し、教育活動、広報活動等を通じ、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないとしています。また、何人もアイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別すること、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと規定
- アイヌの人々の民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普

及び啓発の推進

(婚外子)

- 婚外子(嫡出でない子)については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないよう、啓発の推進に努めることが必要

(識字問題)

- 京都府内には、部落差別(同和問題)をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字問題の存在
- 京都府としては、識字問題を基本的人権にかかわる問題と位置づけ、1990年(平成2年)の「国際識字年」や、2003年(平成15年)からの「国際識字の10年」を通して、取組を推進してきており、国の動向も踏まえ、この問題の解決に向け、各人権問題の状況に応じて取組を推進

(その他)

- 今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴い、様々な人権問題が顕在化することも想定されます。京都府としては、常に、その状況に留意しながら、この計画を基本的指針として、その解決に資する施策の検討を行い、取組を推進

第4章 人権教育・啓発の推進

1 「すべての人が人権の享有主体である」との認識を深める人権教育・啓発の推進

- 京都府においては、前章で掲げた部落差別（同和問題）など様々な人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にした取組を推進
- 人権教育・啓発の推進にあたっては、第2章で定めた「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」に基づき、府民それぞれが主体的な取組の中から、全ての人々が権利の享有主体であるということを認識し、
 - ① 人権を自分自身にかかわる具体的権利として理解することができる
 - ② 自分の人権を大切にするのと同じように他人の人権も尊重するという認識のもとに、一人ひとりの人権について考えていくことができる
 - ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべての広がりの中で、人権をとらえることができることとなるよう、すべての府民や事業者が人権尊重の共生社会づくりについて理解を深めることができる人権教育・啓発を推進
- そのため、様々な場や機会を通じ、生涯にわたり発達段階に応じた各種コンテンツを活用し、人権について気づき、考え、行動することができるよう、「多様なきっかけづくり」となる取組を推進
- 人権教育・啓発の手法については、法の下の平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取組を推進
- 人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を促進
- 人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な媒体を活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点からとらえることなどにより、人権教育・啓発を推進
- 人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように取組を推進

＜あらゆる場・機会を通じた人権教育・啓発の推進＞

（1） 保育所・幼稚園・認定こども園

【現状と課題】

- 保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたり豊かな人間性をはぐくむ基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成への取組
- 保育所・幼稚園・認定こども園においては、家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心をはぐくむことが必要です。子ども・子育て支援新制度により、保育現場では多様な職種の活躍が期待されていることから、こうした保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要
- 京都府では、府内の幼児教育施設において質の高い教育・保育を実施することができるよう、また円滑な幼小接続を図るための取組を推進しています。幼児期からあらゆる場や機会を通して一人ひとりの尊厳を大切にする教育の推進

【取組の方向】

- 他の乳幼児とのかかわりの中で他者の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えを感性としてはぐくむことができるよう、発達段階に応じて、遊びを中心とした生活を通して教育・保育活動を推進
- すべての職員が、自ら高い人権意識を持ち実践することができるよう、研修を通して人権問題や人権教育に関する認識を深め、指導力の向上への取組を推進

(2) 学校

【現状と課題】

- 学校(幼稚園・幼保連携型認定こども園を除く。以下この項において同じ。)においては、「学習指導要領」や「第2期京都府教育振興プラン」等に基づき、家庭・地域社会との連携や校種間の連携のもとで、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進
- 京都府教育委員会では、児童生徒の発達段階を踏まえ、小学校・中学校・高等学校を見通した体系的な人権学習が実施できるように、2005年度(平成17年度)以降、人権学習資料集や実践事例集を年次計画的に作成し、教材や資料の整備を促進
- 2024年(令和6年)に実施した府民調査では、前回調査に引き続き、人権が尊重される社会づくりに向けた必要な施策について、「学校における人権教育を充実させる」が最も多いという結果
- 社会経済情勢の急激な変化に伴い、子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえることの重要性が増しています。学校においては、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアの必要性など、新たな人権課題に

適切に対応することが大切

- こうした状況を踏まえ、こどもが人権尊重の意識を高め、互いの個性や価値観の違いを認め、自分を尊重し、他者を尊重する心をはぐくとともに、自立的に社会に参画できるよう、今後も一人ひとりを大切にした教育を推進していくことが重要です。その際、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、現代の社会経済情勢や学校教育を巡る今日的状況を踏まえた人権教育の一層の充実を図ることが必要
- 児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、効果的に人権感覚を高めることにつながることが大切です。部落差別(同和問題)など様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践する技能や態度の育成に資する教材の開発や研修等が必要
- すべての教職員が人権教育推進の担い手として人権尊重の理念についての認識を深めるとともに、教職員の世代交代が進む中にあっても、知識や技能、実践的な指導経験等の確実な継承を通じて、不安なく、新たな課題に対応した人権教育に取り組めることが重要
- 私立小・中・高等学校及び専修・各種学校に対しても、人権教育の推進に資する資料の提供や学習機会の促進を図り、人権教育が積極的に取り組まれるよう支援するとともに、大学等についても、人権尊重の理念についての理解をさらに深め、幅広い人権教育を一層促進することが必要

【取組の方向】

- 各学校においては、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた、人権尊重の意識を高める教育を推進

(基礎学力の定着と希望進路の実現)

- 一人ひとりを大切にした教育を推進するために、児童生徒の個々の実態や抱えている課題を的確に把握して、教育の実質的な機会均等の実現を図ります。また、基礎学力の定着を図るとともに、就・修学の保障と希望進路の実現に努めるよう、学校の組織的な対応を促進
- スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」等の専門家との協働により相談体制の整備を図るとともに福祉関係機関等との連携を強化し、こどもの人権を巡る実態に適切に対応

(学習内容・指導方法)

- 新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を整備、活用して、様々な人権問題に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、幼児期から高等学校まで見通した体系的な人権学習の一層の充実

- 社会を構成する一員としての自覚を持ち、人権尊重の共生社会づくりに参画する意欲と能力を高めるとともに、自分も他者も尊重する心をはぐくむことなどを目指して、主体的・協働的な学習や課題解決的な学習を充実させるなど、時代の変化に的確に対応した人権学習を実施
- 人権学習と、各教科・領域等とを効果的に関連づけながら人権教育に取り組み、児童生徒が人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむ取組を推進

(教職員の指導力向上)

- 教職員自らが人権尊重の理念等についての認識を深め、高い人権意識を持つとともに、あらゆる人権教育に関する実践力・指導力を向上させるため、各学校での校内研修や京都府総合教育センターでの体系的・計画的な研修の充実
- 人権教育の指導内容・方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究実践を深め、成果を府内の各学校に普及させるよう取組を推進
- 個別的な視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチを組み合わせ、児童生徒の発達段階に応じた体系的な人権学習が実施できるよう、京都府教育委員会が作成した人権教育資料等の活用を図るとともに、新たな人権上の課題にも対応できる教材や指導資料の作成に引き続き取り組み、人権教育の一層の充実を促進

(家庭・地域社会及び関係諸機関との連携・協働)

- 学校においては、日常的・継続的に家庭との連携を深めるとともに、地域社会との連携・協働を促進
- 児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己肯定感や自己有用感を高めるために、多様な体験活動の機会の充実を促進
- スクールソーシャルワーカーや福祉関係機関との連携を一層進めることで、教職員の実践的力量を高め、様々な困難な状況に置かれている児童生徒へのきめ細かな支援を充実させる取組を推進

(教育環境の整備)

- 児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、学習指導、生徒指導、学級経営など、学校教育活動の全体を通じて、人権尊重の精神に基づいた学校づくりを推進
- 暴力行為やいじめなどの課題が憂慮すべき状況にある中、あらゆる教育活動の中で規範意識を培い、暴力行為やいじめは許されないという指導を徹底し、引き続きいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、暴力行為や体罰根絶に向けた取組を徹底
- 私立学校、大学等においても、人権教育が積極的に推進されるよう要請するとともに、

人権教育関係資料の提供や協働などを通して、人権について気づき、考え、行動することができる「多様なきっかけづくり」となるよう支援

(3) 地域社会

【現状と課題】

- 地域社会は、地域の人々が共に助け合いながらつながりを持つ場であり、様々な人々との交流を通じて、責任感や協調性を高めるとともに人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、こどもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、様々な経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場
- 地域社会には、部落差別(同和問題)など様々な人権問題が存在し、また社会経済情勢の急激な変化や、人権意識の高まりとともに、新たな人権問題も顕在化してきています。そのような地域社会の中で、あらゆる場や機会を通じて、自分と同じように他者も大切にするという態度や行動が自然に表れるような人権感覚をしっかりと身に付けていくことが必要
- 地域社会において効果的な人権教育・啓発を推進するためには、地域の実情に応じた学習機会の提供が必要
- 生涯の各時期に応じてあらゆる場や機会を通じて充実した人権学習を進めるための学習教材の作成及び整備、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくみ、人権尊重の精神を培う機会として、学校・家庭・関係諸機関と連携・協働した多様な体験学習等の機会が必要
- 様々な人権問題の解決に向けて学習活動を実施する上で、中核的な役割を担う社会教育関係者等を養成し、その資質の向上を図ることが必要

【取組の方向】

(関係機関が連携した共生社会づくりの施策の推進)

- 学校教育機関、社会教育・福祉施設や人権擁護機関のほか、人権問題等に取り組むNPO法人やボランティア団体等、地域社会に関わる様々な機関が連携・協働した活動を進めることで、府民が人権を身近なもの、自分自身にかかわるものとして捉え、社会に存在する様々な人権問題の解決に向け、誰もが主体的に社会に参画し行動しようという気運の醸成を促進
- 地域において「守られている」「包み込まれている」等といった社会からの温かさを実感できるような、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを促進

(学習機会の提供)

- 部落差別(同和問題)など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、市町村の公民館や生涯学習センター等の社会教育施設及び隣保館等を拠点として、人権に関する多様な学習機会の提供を支援

(社会教育関係職員等の資質の向上)

- 社会教育関係職員等は、生涯学習の視点に立ち、地域の実態や府民のニーズを踏まえた人権教育を推進する上で重要な役割
- 社会経済情勢の変化に伴う様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、府内の各地域における取組の交流等を通じて研修の内容・方法の工夫・改善を進めるなど、社会教育関係職員等の資質向上のための研修の充実を促進

(学習教材の作成・整備)

- 生涯の各時期に応じて、社会教育関係団体等において人権学習を充実させるため、人権学習資料の作成・改訂を行うとともに、人権問題に関する「視聴覚ライブラリー」の充実に努め、広報・周知を行うことで更なる利用の促進

(関係機関が連携した多様な体験活動の実施)

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進し、学校教育との連携・協働を図ります。また、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、各種団体等と連携して、ボランティア活動や体験活動等、こどもたちが地域で学ぶことができる機会の充実を促進

(4) 家庭

【現状と課題】

- 家庭は、こどもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくみ、社会性を育てる上で重要な役割を担う場
- こどもへの虐待や非行などのこどもを巡る問題、DV、高齢者や障害のある人、ひきこもり状態にある人への支援の不足など、家庭の問題は多様化・複雑化
- 核家族化による家族構成の変化や都市化による地域とのつながりの希薄化等の影響を受けて、保護者が身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、ひとり親家庭や生活困窮世帯の割合が依然として高い傾向があり、こどもの学習機会や生活の安定に影響
- そうした中で、こどもや家族同士の関わり方に悩み、孤立し、そのストレスから暴力や虐待に繋がるといった人権侵害に当たる事案が増加
- これらの現状を踏まえ、家庭において、日常生活における人権感覚をはぐくむため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりの推進等により家庭教育を支援することが必要
- 地域や学校等様々な場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが必要

【取組の方向】

(家庭支援や学習機会の充実)

- 子育てに不安や悩みを抱きながらも、身近に相談する相手がいない等の理由で孤立している保護者等が身近な場で交流や相談ができるよう、ネットワークづくりを推進
- すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実や情報の提供を推進

(相談事業、相談体制の整備)

- 子育てや家庭教育に不安や悩みを抱える保護者等に対して、電話相談、メール相談、対面での相談など、ニーズに対応した相談事業や相談体制の整備を促進
- 家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、家庭問題に関する総合的な相談機関である京都府家庭支援総合センターをはじめ、児童相談所等の機関の専門性を生かし、学校や市町村、民生児童委員等福祉関係機関との連携をより一層強め、相談活動機能の充実を促進
- 本人やその家族、周囲の人たちが問題に気付いた時に、躊躇なく相談ができるよう、プライバシーの配慮や相談の場所・時間、方法などを十分考慮し、安心して相談できる相談体制の整備を促進

(関係職員の資質の向上)

- 子育てや家庭教育支援に携わる関係機関職員等に対する研修の充実により資質の向上を図り、家庭教育を支援する体制の強化を図る取組を推進

(5) 企業・職場

【現状と課題】

- 企業(企業により構成される団体を含む。)・職場は、その企業活動・営業活動や、それによって生み出される製品やコンテンツ等を通じ、府民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等、地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重要な役割
- 京都府は、企業・職場に対する取組として、人権意識の高揚を図り、人権問題についての正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取組が推進されることを目的として、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等を行っているほか、公正な採用の推進を図るための啓発を実施
- 京都市、京都地方法務局などの行政機関と共に構成する京都人権啓発行政連絡協議会においても、部落差別(同和問題)など様々な人権問題の解決を図るため、企業の役職員等に対する研修を実施するとともに、採用時や職場内の人権侵害を防止するため、企業内人

権啓発推進員の設置を推進

- 企業・職場が実施する研修会等については、様々な人権問題をテーマとして手法を工夫しながら取組が推進され、関係団体を通じた効果的な人権啓発活動の実践に着実に成果を上げてきており、今後も一層の取組を続けていくことが重要
- 各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することが必要であることから、その確立に大きな役割を果たす人材の育成や企業活動の実施に伴い取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理のほか、我が国をはじめ、事業展開する世界各地の状況に応じた多様な人たちに対するダイバーシティ等の人権への配慮が必要
- 勤労者が人権について学ぶためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、経営環境が厳しい中でも、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が必要
- 企業は地域社会の構成員でもあり、企業活動における人権尊重の取組の推進が、社会からの信頼と企業の発展につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要
- 採用面接時に不適切な質問を行う事例が発生しており、応募者の適性・能力のみを基準とした公正な採用選考を徹底していくことが必要

【取組の方向】

- 各企業においては、それぞれの立場での人権教育・啓発が実施されており、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場が実施する人権研修等に対し、情報提供などの支援を促進
- 京都府においても、雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業において社会的責任を果たす取組が進むよう、企業・団体の役職員等を対象とした人権啓発の研修会等を実施
- 企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるという認識を企業に定着させ、人権が尊重されるよう、公正な採用選考についての啓発を推進
- 採用時や職場内でのハラスメントなどの人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、研修や自主的な取組に対し、情報提供などの支援を実施

＜人権に特に関係する職務従事者に対する研修等の推進＞

- この計画の取組を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進するこ

とが必要

- とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職務従事者として、教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進
- 法律家、議会関係者等に対しても、行政機関としての役割を踏まえつつ、人権教育・啓発に係る情報提供など可能な限りの協力
- このほか、国の基本計画においては、検察職員、矯正施設職員、更生保護官署関係職員、出入国在留管理庁職員、海上保安官、労働行政関係職員、自衛官等を人権に関わりの深い特定の職業に従事する者とし、これらの者に対する研修等における人権教育・啓発の充実に努めることを明記
- 「ビジネスと人権」の取組に関し、企業にも人権尊重の責任があるとされていること、このような責任は業種や企業規模、職種を問わず求められることを踏まえ、幅広い企業において、幹部をはじめ、人権研修等が広く行われるよう支援することが必要

(1) 教職員・社会教育関係職員

【現状と課題】

- 学校における教育の担い手である教職員は、未来を担うこどもの人権を尊重して、こどもの自己実現や幸福追求を効果的に支援するとともに、こどもの人権意識の高揚を図る上で重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや、人権教育に関する実践的な指導力を向上させることが不可欠
- 暴力行為やいじめ、性被害等、こどもの人権を侵害するあらゆる問題に対応するためにも、教職員研修による資質の向上を図ることが必要
- 若手教職員が増加する中で、教職経験の多寡にかかわらず高い人権意識をもった教職員を育成するために、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、こどもの心理面や福祉面についての専門的知見も取り入れながら、人権教育に取り組むことが必要
- 地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係職員は、それぞれの地域における人権学習を推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要
- 社会経済情勢の急速な変化とともに人権問題が多様化・複雑化する中で、教職員・社会教育関係職員がそれらに適切に対応できるように、研修を深めることが必要

【取組の方向】

(教職員の資質向上)

- 各学校においては、教職員研修を日常的・系統的に推進するとともに、教職員の主体的な研修を促進

- 研修用ハンドブックや人権教育資料等の活用を図るとともに、新たな人権上の課題にも対応できる教材や指導資料の作成・配布を通して効果的な校内研修の充実を促進
- こどもへの深い愛情や教育への使命感とともに、人権に関する知的理解を深め、確かな人権感覚を養い、自他の人権を守ろうと行動する人権意識を高め、部落差別（同和問題）など様々な人権問題の解決に向けた実践的な指導力の向上につなげる取組を推進
- 特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や、体罰や性被害等、こどもの人権を侵害する行為の根絶のために、個々の教職員の認識を深めるとともに、学校全体で組織的に取り組む意識の醸成を促進
- 京都府総合教育センターにおいては、体系的・計画的な人権教育の研修講座を実施し、特に初任期にある教職員に対する研修機会・内容の充実を図るとともに、教職員のライフステージに応じた研修を推進します。また、今日の社会経済情勢を十分に踏まえた人権教育推進のための研修や現地での研修等、あらゆる研修の機会を通じて日々の認識を深め、視野を広げられるよう支援
- 大学等教育機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成するとともに、大学等での教員養成段階からの人権教育の充実を支援
- 様々な人権問題の実態に適切に対応できるように、スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」などの専門家との協働や研修などを通じて、教職員の力量を高め、資質の向上を促進
- 私立幼稚園・小・中・高等学校、専修・各種学校、大学等の教職員についても、人権意識の高揚が図られるよう要請するとともに、私立学校教職員に対する人権教育資料の提供や人権研修の実施、府立の大学教職員に対する人権研修を実施

(社会教育関係職員の資質向上)

- 地域社会における人権教育に関する認識を深めるとともに、専門性を備えた指導者として資質向上を図るための研修の一層の充実を促進
- 研修会等において、府内各地域における人権に関する課題解決の方策等を共有し、職員が互いに学ぶ取組を推進

(2) 医療関係者

【現状と課題】

- 医療は、生命と健康に直接かかわるものであり、インフォームドコンセント（説明と同意）の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が必要
- 医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、プライバシーへの配慮など患者の人権についての深い理解と認識のもと、患者本位の医療を提供することが必要
- 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士等が所属する各医療関係団

体において、人権意識の高揚に向け取り組まれているほか、機会をとらえ人権に配慮した対応の必要性について啓発を実施

【取組の方向】

- 患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や適切な患者の処遇等人権意識の一層の高揚を図るため、医療従事者を養成する学校や養成所、医師会等の医療関係団体における人権教育が推進されるよう講師派遣をするとともに、人権教育・啓発の充実について指導・要請を行うほか、京都府が実施する研修への参加も促す取組を推進
- 京都府医療安全支援センターにおいて、医療相談、医療相談事例の収集、分析及び情報提供等を行うとともに、患者や家族の人権に配慮した丁寧な対応を行うよう医療機関に指導を行う等、人権意識の高揚を促進

(3) 保健福祉関係者

【現状と課題】

- 住民にとって身近な相談相手であり、こども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い保育士や生活保護ケースワーカー、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係者に対して、人権意識の高揚に向けた研修を実施
- 保健福祉関係者を育成する学校や養成所、研修機関においては、人権尊重の意識や態度の形成を目的とした教育の実施
- 保健福祉関係者は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、プライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識の上に、人権に配慮した対応が必要

【取組の方向】

- 社会福祉施設等における高齢者や障害のある人に対する虐待事案が発生していることも踏まえ、保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等における保健福祉関係者に対する人権研修の充実を支援
- 保健福祉関係者を育成する学校や養成所及び研修機関における人権教育・研修の充実について指導・要請

(4) 消防職員

【現状と課題】

- 市町村消防職員は、地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守ることを任務としており、住民生活と密接にかかわっています。そのため、その任務の遂行にあたっては、人命の尊重に加えて、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮す

る必要があり、市町村消防職員の人権感覚と人権意識の高揚に向けた教育をより一層充実させることが必要

【取組の方向】

- 消防職員が人権を尊重し、人権に関する正しい知識を修得して、公正かつ迅速・的確に消防業務を行うため、府立消防学校の課程で人権に関する講義等の取組を推進

(5) 警察職員

【現状と課題】

- 警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持する責務を有しており、人権に深くかかわっています。そのため、採用時、昇任時等の研修や職場における研修等の様々な機会を捉えて、「人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。」等が規定された「職務倫理の基本」に重点を置いた教育を実施

【取組の方向】

- 基本的人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能を修得させるための各種教育を推進

(6) 公務員

【現状と課題】

- 公務員には、一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、特に、社会・経済情勢の急速な変化の中で顕在化・複雑化している人権に関する様々な課題を的確に捉え、これらについて、より広く、より深く認識し、その解決に向けて真しに取り組むことができる職員の育成を図ることが必要
- そのため、人権尊重の理念や部落差別(同和問題)など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に主体的に取り組む人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることを基本目標として職員研修を実施

【取組の方向】

- 府職員については、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を実施
- 各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における活用を促進
- 活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、地域社会においても部落差別

(同和問題)など様々な人権問題の解決に向けた役割を果たすことができる府職員の育成に向けた取組の推進

- 府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、本計画の周知・徹底
- 府内市町村の職員に対しても、地域における様々な人権問題の身近な指導者として活躍できるよう、指導者養成研修会等を実施するとともに、今後も各種情報の提供を行い、市町村職員の人権意識の高揚を支援

(7) メディア関係者

【現状と課題】

- メディアは府民生活と密接にかかわることから、府民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力をもつ存在
- メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者や発信者の積極的な取組が必要です。また、一方では、誤って報道・情報発信等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動・情報発信等に当たっては、人権に常に配慮することが必要
- 国連人権理事会で採択された「人権教育のための世界計画」第3フェーズ(2015年(平成27年)～2019年(平成31年))において、ジャーナリストやメディア関係者が優先対象とされ、これらの人々の人権の促進及び保護における役割に光を当て、効果的な人権研修の指針を示すことや、研修への支援を促進することなどの重要性を強調

【取組の方向】

- 京都府では、府民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行うよう、メディア関係者や情報発信者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道・情報発信等が行われるよう促す取組を推進

2 効果的な手法による人権教育・啓発の推進

(1) 指導者の養成

- 人権教育・啓発を効果的に推進するためには、府民の身近なところで、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たす存在
- 今後とも、指導者を養成する研修に体験的、実践的手法を取り入れるなど創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、府民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援

(2) 人権教育・啓発資料等の整備

- 人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要です。京都府では、いわゆる人権三法にかかる啓発パンフレット「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例〔心のバリアフリーハンドブック〕」「言語として手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人が支え合う社会づくり条例〔聞こえのバリアフリーハンドブック〕」、「ヘイトスピーチと人権」、「同和問題と人権」等の冊子と合わせ、「インターネットと人権」や「性の多様性と人権」の冊子も独自に作成
- 今後とも、これまで取り組まってきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえて、対象者の発達の段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材・啓発資料等の開発・作成を推進
- 学習教材・啓発資料等の開発・作成に当たっては、専門的な研究や、国際社会における成果の活用を図るほか、日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、これまでぐくまれてきた伝統や文化等を踏まえながら自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例を効果的に取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫を凝らした取組の推進

(3) つながり支え合うための効果的なしくみづくり

- 人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的に取り組むもので、幼児から高齢者まで幅広い年齢、様々な立場の人を対象とするものであることから、対象者の理解の程度に応じて、生涯学習の視点に立って、継続的に実施していくことが必要
- 人権教育については、発達の段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域等社会のすべての領域において、学校教育と社会教育が相互の連携を図りながら推進
- 人権啓発については、対象となる府民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを活用
- 2017年(平成29年)3月に、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」を開設し、府民の方が人権に関する啓発資料や情報をインターネットから容易にアクセスできる環境整備を行ったところです。学校、地域、家庭、職場等で人権教育・啓発ツールが利用できるよう、各種支援ポータルサイトとも連携しながら、コンテンツの制作や更なる資材の充実を促進
- 憲法週間(5月1～7日)、人権強調月間(8月)及び人権週間(12月4～10日)に集中的かつ重点的な取組を行うほか、人権啓発イメージソングの活用や各種イベント等により、人権尊重に関する社会的気運の醸成を促進
- 人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法(例えば各種コンクールやワークショップ、各種の体験研修、人権啓発イベントにおけるNPO法人等との協働や、インターネットを活用した動画コンテンツによる啓発など)を

取り入れ、府民が身近な問題として親しみの持てる内容となるよう工夫

(4) 調査・研究成果の活用

- 人権教育・啓発の推進に当たっては、最新の調査・研究の成果を踏まえていくことも重要であることから、世界的な視野で人権問題についての研究を行っている(公財)世界人権問題研究センターや大学等の調査・研究成果を活用し、質の高い、最新の知識の普及への取組
- 今後の調査・研究については、人権の保障をめぐる国内外の様々な取組や人権に関する諸問題について、歴史的、社会的、総合的に究明することと併せて、人権尊重の理念を現実社会で実践していくための具体的な方法論を明らかにすることも重要になっており、(公財)世界人権問題研究センターや大学等の研究機関において、こうした面でも研究が推進されるよう、研究機関の独立性に配慮しながら要請

第5章 相談体制の整備

1 様々な相談窓口とその相互連携

(1) 相談体制の現状

- 様々な人権問題が多様化・複雑化している現状において、インターネット上の人権侵害など、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況が生じており、相談体制の整備を一層、進めることが必要
- 京都府では、生活相談、労働相談、各種制度に関する相談など、個別の人権問題に係る様々な相談窓口を設け、府民からの相談に対応するとともに、さらに入権三法が規定する相談体制の充実を図るため、2017年(平成29年)7月に「人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)」を設置し、京都弁護士会と連携した人権侵害に関する法律相談を開始し、相談者の状況に応じた相談にも対応
- 国、市町村その他の関係機関等においても、個別の人権問題に係る相談窓口を設け、相談業務を実施しています。さらに、「人権という普遍的文化」を構築するためには、府民が人権問題に直面した際に、差別などの人権侵害を受けられた方が、被害を回復していくだけるよう、市町村等との連携のもとで、身近に相談でき、救済につながる仕組みが必要であるとともに、人権に関する相談に的確に対応することが必要
- 2024年(令和6年)に実施した「京都府人権教育・啓発推進計画に関する府民意識調査」では、人権侵害への対応に関する問い合わせに対して、「家族や友人など信頼できる人に相談した」41.5%、「相手に対して人権侵害であるとして注意したり、抗議した」19.7%、「職場の相談窓口に相談した」12.9%との回答がある一方、「公的機関(法務局・府・市町村等の人権相談窓口、警察等)に相談した」8.8%、「なにもしないでそのままにした」42.9%と回答
- 人権相談窓口の認知度(人権相談窓口を知っているか)では、「市町村が実施する相談」30.6%、「法務局の相談」15.0%、「京都府が実施する人権問題法律相談(京都府人権リーガルレスキュー隊)」11.5%との回答となっていることから、相談者が必要な時に適切な相談窓口に速やかにたどり着き、安心して相談できるよう、相談窓口に関する情報の提供が必要

(2) 相談機関相互の連携・充実

- 情報化の進展等、社会情勢の変化に伴い、相談内容も多様化・複雑化しており、相談内容に応じて関係機関が連携した対応がとれることが必要です。また、各市町村等の区域を越える人権問題なども発生しており、府民が適切なサービスを受けられる体制を整えるという観点から、府の人権に関わる様々な相談機関をはじめ国や都道府県、市町村、弁護

士会等との相互の連携・協力を図り、どの相談窓口からも適切な相談対応につなげられるよう、オンライン相談や多言語対応の検討も含め、相談ネットワークの強化を促進

- 法務局等の国の機関、人権擁護委員や市町村職員も対象とし、相談機関相互の連携強化や情報交換、相談技能の向上等を目的とした相談員研修会を実施することなどにより、各種相談窓口の充実を図り、人権救済が必要と考えられる場合には、京都地方法務局と連携した迅速・的確な対応

2 相談窓口の周知及び工夫

- 人権意識の高まりなどによる新たな相談や内容の多様化・複雑化などにより、相談窓口に関するわかりやすい情報の提供が求められています。そのため、京都府内の人権相談窓口を個別人権問題ごとに掲載したパンフレット「京都府人権相談窓口」を作成し、積極的に広報・周知を図ります。また、府民だより、府ホームページを活用し相談・支援に関する制度や各種相談・支援機関の情報の積極的な提供を行います。さらに、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」において、相談窓口の情報のほか、人権に関する知識や研修に役立つ情報などを掲載するとともに、SNS、新聞、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを活用し、京都府及び関係する専門相談機関の一層の周知・広報の実施
- 府民が容易に、安心して相談窓口を利用できるよう、相談手法や時間・場所を工夫するとともに、プライバシー保護の徹底や相談環境の配慮等、相談体制の整備を促進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 京都府における推進体制

- 京都府における全序的な組織である「京都府人権尊重の共生社会づくり推進本部（平成11年設置、令和7年改称）」を軸として、施策を実行する府職員の自覚を促し、人権尊重に配慮した諸施策が実施されるよう、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進
- 人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に推進する府内会議を設置し、部局横断的な連携を実施

(2) 国、市町村、民間団体等との連携・協働

- 人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、人権尊重の共生社会づくり施策を通じて、現状を把握し、実際の発生状況を踏まえることが必要であるとともに、国、市町村をはじめ、公的団体、企業、NPO法人等の民間団体等との連携が不可欠
- それぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取組の展開を期待しつつ、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指し、オール京都体制で人権尊重の共生社会づくりを推進
- 京都府では、京都市をはじめ民間団体を含む12団体で構成する「京都人権啓発推進会議」や府域の行政機関で構成する「京都人権啓発行政連絡協議会」、京都地方法務局を中心に京都府人権擁護委員連合会や関係市町で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開
- 住民に最も身近な市町村における人権教育・啓発に関する施策の策定や実施等が、この計画の趣旨に沿って自主的・積極的に取り組まれるよう支援等を行うとともに、市町村と連携した効果的な啓発活動を推進
- NPO法人等による住民の自発的な社会貢献活動は、地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」の趣旨を踏まえ、NPO法人等が活動しやすい環境の整備に取り組むとともに、行政とNPO法人等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していくよう連携を推進
- 啓発資料や研修は、効果的な人権教育・啓発を推進していく上で不可欠であるため、国、市町村、民間団体等と連携・協働した取組を推進するとともに、人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」において、その整備・充実を推進
- (公財)世界人権問題研究センターとの連携・協力を進め、より効果的な教育や啓発の手法等について調査・研究を推進

2 計画に基づく施策の点検・評価

- この計画を実現するためには、府民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く府民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、周知を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策等についての府民意識を把握
- この計画に基づく施策を効果的に実施するため、毎年度、重点取組を定めた実施方針を策定するとともに、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、その結果を以後の施策に適正に反映させることができるように、外部の有識者により構成する「京都府人権尊重の共生社会づくり施策推進懇話会」において、評価を得ること等により施策の点検を行い、本計画のフォローアップを実施